資料目次

総則編

- 第1図 排出油等防除計画の対象海域及び名称
- 第2図 オイルフェンスの展張形態とその展張要領
- 第3図 外洋域におけるオイルフェンス展張例

(参考)

- 参考1 油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画 (平成18年12月8日閣議決定)
- 参考2 油等汚染事件に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議設置要綱 (平成7年5月8日関係省庁申し合せ)

海域編

- 資料1 油等保管施設一覧
- 資料 2 油等保管施設位置図
- 資料3 狭水道通航船舶状况表
- 資料4 タンカー及び貨物船の航跡図
- 資料 5 要救助海難発生状況表
- 資料6 要救助海難発生状況図
- 資料 7 油等による海洋汚染発生状況表
- 資料 8 油等による海洋汚染発生状況図
- 資料 9 過去の排出油等事故の概要
- 資料10 気候表
- 資料11 海潮流図
- 資料12 漁具定置箇所位置図
- 資料13 海域周辺環境図
- 資料14 風・海潮流による排出油の移動距離表
- 資料15 海洋汚染想定図
- 資料16 ダブルハルタンカーの「油流出期待値線図」
- 資料17 有害液体物質の挙動による分類
- 資料18 有害液体物質の分類・品目別取扱量(輸送量上位10品目)
- 資料19 流出後の物質の分散経路
- 資料20 排出油等防除資材等保有状況
- 資料21 連絡系統図及び関係機関の連絡先
- 資料 2 2 防災相互通信用無線局保有状況一覧

- 資料23 指定海上防災機関 海上災害防止センターの契約防災措置実施者一覧
- 資料24 排出油等の防除に関する協議会一覧

(参考)

- 参考1 海上保安庁の主な排出油等防除資材保有状況
- 参考 2 指定海上防災機関 海上災害防止センターの主な排出油等防除資材保有状況
- 参考3 石油連盟の主な排出油等防除資材保有状況
- 参考4 大型油回収船一覧

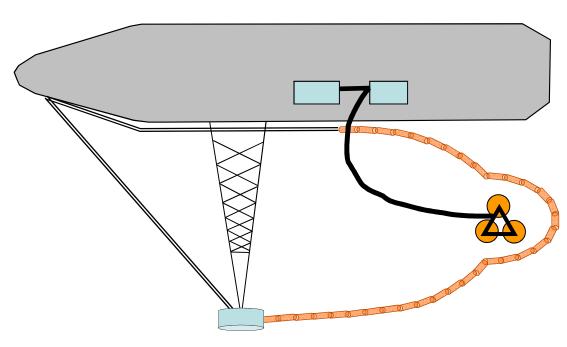
第1図排出油等防除計画の対象海域及び名称



第2図 オイルフェンスの展張形態とその展張要領

区分	展 張 図	展 張 概 要
A法 (包囲)	中央 中	 (1)最も一般的な展張方法で、風潮流がいずれかの方向から来ても対応できるように排出源を包囲する方法。流出初期又は単時間当たりの流出量があまり多くなく、風や潮流の影響が少ない場合に用いる。 (2)風及び潮流によりオイルフェンスから漏洩することがあるので、状況に応じ二重三重に展張する。 (3)必要に応じ作業艇、油回収艇等の出入りのため出入口を設ける。 (4)陸上からの流出の場合は陸岸をオイルフェンスの一部として流出油を包囲する。 (5)流出量の少ない場合は流出源の船舶をオイルフェンスの一部として流出油を包囲する。
B法(待受け)	排出源	(1) 風潮流等が一定で、油の流行が安定している場合や、流出量が多く包囲するためのオイルフェンスが不足する場合、あるいは風潮流の影響が大きく包囲が困難な場合等に用いる。 (2) 流出源からある程度離れた位置で待受け捕捉する。 (3) 状況に応じ二重三重に展張する。 (4) 潮流の強い狭水道等で転流時が近い場合は、転流後を考え状況に応じ反対側にも展張する。
C法(閉鎖)	八 排出源	 (1) 港内の狭い水路、運河等での流出油事故の場合に用い、水路等をオイルフェンスで閉鎖して油の拡散を防止する。 (2) 水の流れが強くオイルフェンスで閉鎖することが困難な場合、あるいは、船舶交通上、水路を閉鎖して展張することが困難な場合は、中央を空けて展張する。 (3) 潮汐の上下により、オイルフェンスと陸岸の接続箇所に隙間が出来て油が漏洩するおそれがあるので注意を要する。 (4) オイルフェンスをくくり抜けて漏洩する油を捕捉するため必要に応じ二重三重に展張する。
D法(誘導)	排出源	(1) 流出量が多く、かつ、風、潮流の影響が大きいため、流出油を現場で包囲できないとき、海岸の保全、水産資源保護のため保護水面の前面にオイルフェンスを展張し、影響の少ない海面に誘導する場合、あるいは、地勢等により現場付近で回収作業が困難なとき、作業可能な海面まで誘導する場合等に用いる。 (2) 状況に応じ二重三重に展張する。 (3) 風、潮流が強く錨によるオイルフェンスの係止が困難な場合はE法を併用する。
E法(移動)	作業艇	 (1) 水深が深く又は風潮流が強い等の理由で錨を使用出来ない場合、風又は潮流が強くて錨で係止できない場合、あるいは海面に広がっている浮流油を集油したり回収しやすい場所まで移動させる場合等に用いる。 (2) オイルフェンスの両端を2隻の作業船艇にて油が潜り抜けない程度の速度で曳航し、浮流する油を大まわしに囲む。 (3) 包囲後、作業艇の代わりにシーアンカーやチェーン等の抵抗物を付けることも有効である。 (4) オイルフェンスを曳航する場合、水圧により過度の張力がかかり破損するおそれがあるので慎重に作業する必要がある。

a



1船による油回収システムの例

a b

2船による油回収システムの例

油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画について

平成18年12月8日 閣 議 決 定

平成25年10月1日 一部改正

1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する 国際条約(平成7年条約第20号)第6条及び2000年の危険 物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関 する議定書第4条の規定に基づき、油等汚染事件への準備及び対 応のための国家的な緊急時計画を別紙のとおり定める。

これに伴い、油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画(平成9年12月19日閣議決定)は、廃止する。

油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画

第1章 序説

第1節 計画の目的

四面を海に囲まれた我が国は、海洋を取り巻く多様な自然環境 に恵まれるとともに、そこに存在する豊かな漁場等から多くの恩 恵を受けるなど、海洋環境との密接な関係の中で国民生活が営ま れている。このようなことから、我が国周辺海域において、万一、 油、有害液体物質、危険物その他の物質(以下「油等」という。) による汚染事件(放射性物質による汚染事件については、原子力 災害対策特別措置法等により国家的な体制が確立されていること から、本計画の対象としない。以下「油等汚染事件」という。) が発生した際には、その初期の段階から迅速かつ効果的な措置を 講ずることが、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産 の保護の観点から必要不可欠である。また、我が国が世界有数の 海運国でありエネルギー輸入国であることを考慮すると、我が国 がこのような準備及び対応の体制を整備しておくことは極めて重 要である。この場合、国、地方公共団体を始め、石油業界、海運 業界、鉱山業界、化学業界、漁業関係者その他の官民の関係者が 一体となって取り組むことが重要である。

このような考え方を踏まえ、この計画は、「1990年の油による 汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」第6条(1) (b)及び「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る 準備、対応及び協力に関する議定書」第4条(1)(b)に規定する 「準備及び対応のための国家的な緊急時計画」として、油等によ る汚染に係る準備及び対応に関する我が国の体制を体系的に取りまとめたものであって、国際約束の的確な実施を確保するとともに、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護のため油等汚染事件に我が国が迅速かつ効果的に対応することを目的として策定するものである。

第2節 他の計画との関係

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)に基づく防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画、環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく環境基本計画、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。)に基づく排出油等防除計画、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。)に基づく石油コンビナート等防災計画並びに緊急事態に対する政府の初動対処体制について(平成15年11月21日閣議決定)と調和を保ったものであり、これらと相まって油等汚染事件に迅速かつ的確に対応できるよう策定するものである。

第2章 油等汚染事件に対する準備に関する基本的事項

第1節 油等汚染事件に関する情報の総合的な整備

油等汚染事件への対応を総合的かつ効果的に実施するため、関係行政機関は、内外の関係情報を収集・整理し、適宜最新のものとして維持するとともに、関係行政機関で構成する「油等汚染事件に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議(以下「関係省庁連絡会議」という。)」等の場を通じて相互に交換する。

海上保安庁は、それぞれの関係行政機関が把握している国内の

各種分野の専門家及び排出された油等(以下「排出油等」という。) の防除資機材に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元 化するとともに、油等汚染事件への準備及び対応に関する活動に 活用しようとする関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて 提供し得る体制の確立に努める。

また、関係行政機関は、油等汚染事件による環境への影響を迅速に把握・評価し、また、油等汚染事件に対応する措置を的確に講じ、被害の発生を最小限とするために参考とすべき、各海域ごとの自然的・社会的・経済的諸情報(水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、さんご礁、藻場、干潟、鳥類の渡来・繁殖地、史跡等に関する情報)を収集・整理し、適宜最新のものとして維持する。さらに、収集・整理した情報は、それぞれの行政に反映できるよう共有化するとともに、情報図として整備する等その内容を充実し、関係行政機関、地方公共団体等において有効に活用できる体制の確立に努める。

さらに、地方公共団体が地域の実情に応じて行う油等汚染事件への準備及び対応に関する活動の促進を図るため、関係行政機関は、地方公共団体の要請に応じて適切に関係情報を提供するよう努める。

第2節 対応体制の整備

関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応について必要な対策を適切に実施するため、それぞれの機関の対応体制及び機関相互の協力体制の整備を図る。この場合、関係行政機関は、関係省庁連絡会議の場等を通じ、油等汚染事件に対する協力体制について必要な調整を行う。

海上保安庁は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、海防法に基づき排出油等防除計画を作成するとともに、

海上における特殊な災害に対応する特殊救難隊及び機動防除隊の育成強化を図り、船艇・航空機による24時間の出動体制を確保する。また、海防法第42条の13第1項に規定する指定海上防災機関(以下「指定海上防災機関」という。)における防除措置の実施に関する対応能力の一層の確保に努める。

また、海防法に基づき、管区海上保安本部長、タンカーの船舶 所有者等は、官民合同の組織として排出油等の防除に関する訓練 の実施、重要事項の協議等を行う排出油等の防除に関する協議会 を、関係地方行政機関、地方公共団体等と連携し、必要に応じて 組織し、対象海域の広域化、それぞれの機関の防除の実施に関す る役割分担の明確化等に努める。

水産庁及び環境省等は、油等汚染事件発生時における環境影響調査、野生生物の保護、漁場等の保全等の対応措置が迅速かつ的確に行われるよう、各行政分野における体制の整備に努めるとともに、地方公共団体、関係団体等との連携協力体制の一層の確保に努める。

第3節 通報・連絡体制の整備

船舶の船長、施設(陸地にあるものを含む。)の管理者等は、 当該船舶又は施設から海洋への大量の油等の排出があった場合及 び排出のおそれのある場合には、海防法に基づき、電話、電信そ の他のなるべく早く到達するような手段により、直ちに最寄りの 海上保安部署等に通報する。

また、石油コンビナートの事業を統括管理する者は、当該石油 コンビナート等における石油の漏洩その他の異常な現象が発生し た場合には、石災法に基づき直ちに消防署等に通報する。

さらに、鉱業権者は、自らが管理する鉱山施設等において大量 の油等の海洋への排出があった場合及びそのおそれがある場合に は、鉱山保安法(昭和24年法律第70号)に基づき直ちに産業保安 監督部等に通報する。

海面に大量の油等が広がっていることを発見した者その他海上における異常な現象を発見した者においても同様に直ちに最寄りの海上保安部署等に通報する。

海上保安部署等、消防署、警察署等においては、24時間の情報 収集体制を確保する。

関係行政機関、地方公共団体等は、内部の若しくは相互の連絡体制が確保されるよう、又は関係団体等との連携協力の下に必要な対策が適切に実施されるよう、それぞれの機関内部及び機関相互間における夜間、休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るとともに、防災行政無線の活用等により通信手段の確保を図るよう努める。

第4節 関係資機材等の整備

船舶所有者等は、海防法に基づき、排出油等の防除措置を実施するため必要な資機材等を備え付けるとともに、当該資機材等を適切に使用することができるよう、その備付け場所、管理、設備等に関し、必要な措置を講じておくものとする。また、指定海上防災機関は、同法に基づき、海上保安庁長官の指示若しくは船舶所有者等の委託により防除措置を実施するため、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な資機材等を保有する。

また、鉱業権者は、鉱山保安法に基づき、排出油等の防除措置を実施するために必要な資機材を備える。

石油コンビナートの事業を統括管理する者は、当該石油コンビナート等における石油の漏洩に備え、石災法に基づく資機材を備え付ける。

港湾管理者は、港湾法 (昭和25年法律第218号) に基づき、港

湾区域内に流出した油等の防除に必要な資機材を備える。

海上保安庁は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、船艇、航空機、情報通信施設、排出油等の防除資機材等の整備を推進する。

経済産業省は、関係者の利用に供するため、石油事業者団体等が行う排出油等の防除資機材の整備事業及び当該事業の普及・啓蒙を推進する。

水産庁は、油等汚染事件による漁場等の汚染の防止又は軽減を 図るための資機材の整備を推進する。

環境省は、野生生物の保護を行うに当たって必要な資機材が適切に整備されるよう措置する。

関係行政機関は、各行政分野において、油等汚染事件への対応 のため必要な資機材の整備に努める。

地方公共団体は、必要に応じ、油等汚染事件への対応のため必要な排出油等の防除資機材等の整備に努める。

また、必要な排出油等の防除資機材が、現場に迅速に配置され、活用できるよう日頃から官民の連携の確保に努める。

第5節 訓練等

関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、事件の形態・規模、気象・海象、油等の性状等様々な条件設定の下でのシミュレーション訓練手法を導入するなど工夫した関係機関相互の有機的連携に重点を置いた総合的かつ実践的な訓練を、排出油等の防除に関する協議会等を活用して行う。訓練後には、その評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ、それぞれの機関の対応体制等の改善を行う。

関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、指定海上防災機関の海上防災のため

の措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材の育成に努める。

環境省は、野生生物の保護等を実施する上で必要な知識及び技術の修得に関する地方公共団体、関係団体等に対する研修等を行う。

また、指定海上防災機関は、海防法に基づき、より的確な防除 技術を普及するため、海上防災のための措置に関する訓練事業を 行うとともに、自らの防災措置に関する技術の向上に努める。

これらの訓練等の実施に当たっては、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護の観点から適切に実施されるよう配慮するものとする。

関係行政機関は、関係者に対し講習会、訪船指導等を通じ、油等汚染事件発生の防止及び当該事件発生の際の対応に関する指導を行い、これを通じて海洋環境の保全に係る思想及び技術の普及・啓蒙を図る。

民間事業者は、油等汚染事件発生の際に迅速かつ的確に対応できるよう、積極的に訓練等を行うとともに、人材の育成に努める。

第6節 近隣諸国等との協力体制

外務省は、国土交通省及び海上保安庁と協力しつつ、近隣諸国等との油等汚染事件発生時の連絡体制の強化や要請に応じた資機材の提供等、海洋汚染に関する協力体制の一層の強化に努める。

第3章 油等汚染事件に対する対応に関する基本的事項

第1節 保護対象についての基本的な考え方

油等汚染事件に対しては、海洋環境の保全の観点並びに国民の 生命、身体及び財産の保護の観点の両面に配慮して適切な対応方 策を講ずるものとする。この場合、第2章第1節の各海域ごとの情報等も踏まえて、被害の発生が最小限となるように措置を講ずるものとする。

第2節 対応体制の確立

油等汚染事件が発生した場合、関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応について必要な対策を適切に実施するため、それぞれの機関の対応体制及び機関相互の協力体制の確立に努める。

海上保安庁長官、管区海上保安本部長又は都道府県知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を油等汚染事件の規模及び収集した被害情報から判断し、必要な場合には、自衛隊法(昭和29年法律第165号)の災害派遣の規定に基づき、直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

自衛隊は、当該要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集 した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等 を派遣する等適切な措置を行う。

関係行政機関は、大規模な油等汚染事件が発生した場合には、 事件及び被害の第一次情報についての確認及び共有化、応急対策 の調整等を行うため、必要に応じて、関係省庁連絡会議を開催す る。

内閣危機管理監は、大規模な油等汚染事件が発生した場合又は そのおそれがある場合であって、情報の集約、内閣総理大臣等へ の報告、関係省庁との連絡調整を集中的に行う必要がある場合は、 事態に応じ、緊急参集チームを官邸危機管理センターに緊急参集 させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行うととも に、官邸危機管理センターに官邸対策室を設置する。 国は、油等汚染事件が発生した場合において、収集された情報により、事件の規模、被害の広域性等から、応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があるときは、内閣総理大臣に報告の上、海上保安庁長官を本部長とする警戒本部を設置する。この場合、警戒本部及びその事務局の設置場所は、原則海上保安庁内とする。また、警戒本部が設置された場合は、現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、現地に管区海上保安本部長を本部長とする連絡調整本部を設置する。この場合、連絡調整本部及びその事務局の設置場所は、原則管区海上保安本部内とする。

国は、収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、直ちに原則国土交通大臣(石災法に基づく石油コンビナート等特別防災区域(以下「石油コンビナート等特別防災区域」という。)からの油等汚染事件については総務大臣)を本部長とする災対法に基づく非常災害対策本部を設置する。非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置場所は、原則国土交通省内(石油コンビナート等特別防災区域からの油等汚染事件については消防庁内)とする。また、非常災害対策本部は、関係地方行政機関、関係地方公共団体等のそれぞれの機関が実施する応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要があるときは、原則国土交通副大臣(石油コンビナート等特別防災区域からの油等汚染事件については総務副大臣)を本部長とする非常災害現地対策本部を設置する。

なお、警戒本部又は非常災害対策本部(以下「非常災害対策本 部等」という。)は、官邸対策室と緊密に連携を図るものとする。

関係行政機関又は非常災害対策本部は、現地の状況を把握し、

迅速かつ的確な対策の実施等に資するよう、必要に応じ、調査団を現地に派遣する。

地方公共団体は、必要に応じ、災対法に基づく災害対策本部等 を、又は石災法に基づく石油コンビナート等防災本部の現地防災 本部を設置する。

関係行政機関、地方公共団体等は、これら本部が設置された場合には、職員を派遣するなどして、これら本部との間における情報の交換を促進し、油等汚染事件への的確な対応体制を確保する。

国と地方公共団体等との情報の交換には、連絡調整本部又は非 常災害現地対策本部を活用する。

第3節 油等汚染事件に関する情報の連絡

油等汚染事件の発生又は発生するおそれについて連絡を受けた 海上保安庁その他の関係行政機関、地方公共団体等は、必要に応 じ、あらかじめ定められた連絡網に従い、官邸、他の関係行政機 関、地方公共団体等に、入手した情報、対応に必要な情報を提供 する。

関係行政機関、地方公共団体等は、被害情報、対策実施情報等を、官邸対策室又は非常災害対策本部等(設置された場合に限る。以下同じ。)に連絡(地方公共団体等は、関係行政機関又は連絡調整本部若しくは非常災害現地対策本部を介して連絡)し、当該連絡を受けた官邸対策室又は非常災害対策本部等は、必要に応じ、内閣総理大臣に報告するとともに、関係機関に連絡する。

関係行政機関、地方公共団体等は、当該油等汚染事件に対し迅速かつ適切に対応する観点から、事件の収束に至るまで、必要に応じ、相互に緊密な情報の交換を行う。

第4節 油等汚染事件の評価

海上保安庁は、油等汚染事件発生の情報を入手したときは、更に詳細な情報を得るように努め、船艇、航空機を油等汚染事件発生場所に急行させるほか、必要に応じ、派遣された自衛隊機等の協力を得て、当該事件の調査を行う。事件の調査結果に基づき、その規模及び態様を分析し、第2章第1節の情報を踏まえ、気象・海象の状況、船舶交通の状況等を考慮して、当該事件の影響を評価し、対策の実施に資するよう、これを官邸、関係行政機関、地方公共団体等に提供する。

また、水産庁及び環境省は、海上保安庁その他の関係行政機関、地方公共団体等からの情報に基づき、当該油等汚染事件が野生生物及び漁業資源に及ぼす影響の評価を行い、これを、野生生物の保護、漁場等の保全等の対策の決定に反映させるとともに、その他の対策の実施に資するよう、速やかに官邸、関係行政機関、地方公共団体等に提供する。

第5節 油等防除対策の実施

1 油等汚染事件が発生した場合、海防法に基づき応急措置を講 ずべき船長等及び防除措置を講ずべき船舶所有者等の関係者に よる措置が実施されることになるが、海上保安庁はこれらの措 置義務者の措置の実施状況等を総合的に把握し、措置義務者に 対する指導、援助・協力者に対する指導を行う。防除措置義務 者が措置を講じていないと認められる場合は、海上保安庁はこ れらの者に対し、防除措置を命ずる。

緊急に防除措置を講ずる必要がある場合、海上保安庁は、自 ら防除措置を実施し、又は指定海上防災機関に対して防除措置 を講ずべきことを指示する。

2 油等汚染事件が発生した場合の排出油等の防除には、例えば、 次のような措置があるが、排出油等の種類及び性状、排出油等 の拡散状況、気象・海象の状況その他の種々の条件によってその手法が異なるので、防除作業を行うに当たっては、まず、排出油等の拡散、性状の変化及び化学変化の状況について確実な把握に努め、第4節の評価の結果を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係行政機関、地方公共団体等が協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効果的に排出油等の拡散の防止、回収、処理等を実施する。この場合において、海上保安庁その他の関係行政機関等は、他の関係行政機関、地方公共団体等に対し、防除措置の実施に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力要請できるものとし、当該要請を受けた関係行政機関、地方公共団体等は、当該協力の必要の有無等を判断し、必要な協力を行う。

自衛隊は、防除措置の実施に必要な資機材の輸送について、 関係行政機関又は地方公共団体から依頼があった場合、輸送の 必要の有無等を判断し、航空機、艦船等の輸送手段を使用して 必要な支援を行う。

(1) 排出防止措置

引き続く油等の排出を防止するためにガス抜きパイプの 閉鎖、船体の傾斜調整等による措置を行うほか、破損タン ク内の油等を他船又は他の施設へ移送するいわゆる瀬取り を行う。

(2) 拡散防止措置

排出油等は、風や潮流の影響を受けて、通常急速に拡散し、海洋汚染の範囲が拡大するものもあるため、油等汚染事件が発生した場合には、必要に応じ、直ちに排出源付近の海域にオイルフェンスを展張して排出油等を包囲し、拡散を局限する。

また、揮発性を有する油等の防除に当たっては、排出油等の性状等に応じ、周囲の状況等を勘案して薬剤等の使用により蒸発ガスの発生を抑制する措置を講ずるものとする。

(3) 回収措置

排出油等の回収方法としては、回収船、回収装置等を使用して回収する機械的回収、吸着材、ゲル化剤等の資機材を使用して回収する物理的回収、その他ひしゃく、バケツ等を使用して回収する応急的・補助的な回収があり、状況に応じてこれらの回収方法のうち最も効果的な方法を用いるものとする。

(4) 分散処理等

放水装置による放水若しくは船舶の航走により油等を撹拌し、又は処理剤等を使用して油等の分散を促し、大気若しくは海中へ分散させ、生物・自然分解を促進させる処理がある。これは、回収措置の実施、気象・海象、周囲の自然環境、漁場又は養殖場の分布等の状況を勘案して、(3)に掲げる回収方法のみによることが困難な場合において実施するものとする。

- 3 防除措置を実施するに当たっては、第2章第1節の情報図などを参考にし、それぞれの手法の特質と海洋環境への影響を総合的に考慮して実施すること、できる限り海上での回収に努めること、また、海岸等に漂着させざるを得ない場合においてもその後の回収作業や、影響を受けた環境の修復が比較的容易と想定される場所に誘導すること等に注意を払う必要がある。
- 4 排出油等が海岸等に漂着した場合、船舶所有者等の関係者により漂着した排出油等の除去のための措置が実施されることになるが、関係行政機関、地方公共団体等は、当該除去のための

措置の実施状況等を把握するとともに、迅速かつ効果的な防除作業が実施されるよう、関係機関の出動可能勢力、当該防除作業への支援体制等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うよう努める。

関係行政機関、地方公共団体並びに港湾、漁港、河川及び海岸の管理者等は、必要に応じ、協力して、漂着した排出油等の除去のための措置を実施する。この場合において、必要な措置を、地元住民、ボランティア等の協力を得て実施する機関等は、第7節の健康安全管理のための体制整備のほか、円滑な防除作業が実施されるよう必要な支援体制の整備に努める。

5 回収した油等(油等によって汚染されたものを含む。以下同じ。)は、船舶所有者等の関係者による処理が実施されることになるが、関係行政機関、地方公共団体等は、当該回収した油等の量、処理作業の状況等を把握するとともに、適正かつ円滑な処理が実施されるよう、関係業界団体等の協力を得て、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な貨物船・タンカー等、回収した油等の処理施設・当該受入可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど、必要な支援体制の整備に努める。

関係行政機関、地方公共団体等は、必要に応じ、回収した油等の処理を実施する。

- 6 油等のうち、引火性や毒性を有するものが排出された場合に は、特に以下の点に留意し、防除措置等を実施するものとする。
 - (1) 火災・爆発、ガス中毒等の二次災害を防止するため、検 知器具を用いて危険範囲の確認、火気の使用制限等の危険 防止措置を講ずるものとする。
 - (2) 排出された物質の特性に応じた保護具を装着させる等防 除作業に従事する者の安全確保に努めるものとする。

- (3) 海上保安庁は、排出された物質の種類及び性状、影響を 及ぼす範囲等に関する情報の把握に努め、入手した情報を 関係行政機関、関係地方公共団体等に速やかに提供するも のとする。
- (4) 沿岸域において大規模な汚染事件が発生した場合には、 関係行政機関、地方公共団体等は、付近住民の生命及び身 体を保護するため、必要に応じ、災対法に定めるところに 従い、住民の避難等所要の措置を講ずるものとする。

第6節 資機材等に関する情報の提供等

海上保安庁は、第2章第1節の分野別専門家及び排出油等の防 除資機材に関する情報を、関係行政機関、地方公共団体等の要請 に応じて提供し得る体制を確保する。

経済産業省は、第2章第4節の石油事業者団体等が行う整備事業において、船舶所有者等の関係者等からの要請に応じて排出油等の防除資機材に関する情報の提供及び排出油等の防除資機材等の貸出しを行い得る体制を確保する。

総務省は、通信機器を、関係業界団体の協力を得る等により、 必要に応じて又は関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて 供給し得る体制を確保する。

第7節 防除作業実施者の健康安全管理

厚生労働省及び環境省は、防除作業が実施される場合には、油等の成分、漂着状況等を踏まえ、防除作業における健康又は安全上の配慮事項について検討し、防除作業を実施する関係行政機関、地方公共団体等に対し適切に情報を提供する。

防除作業を実施する関係行政機関、地方公共団体等は、防除作業を実施する者の健康及び安全上の配慮事項について関係者等及

び作業現場への周知を図るなど、健康安全管理のための体制整備に努める。

第8節 野生生物の救護の実施

環境省は、油等汚染事件により野生生物に被害が発生した場合には、排出油等が付着した野生生物の洗浄、排出油等付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等野生生物の救護が、獣医師、関係団体等の協力を得て円滑かつ適切に実施されるよう措置する。

第9節 漁場保全対策等の実施

水産庁は、油等汚染事件により漁場等に汚染が生ずるおそれがある場合、又は生じた場合には、必要に応じて排出油等の回収等の保全、修復対策が円滑かつ適切に実施されるよう措置する。

第10節 海上交通安全の確保及び危険防止措置

油等汚染事件の発生により航路筋が閉そくされる等により現場 周辺の海域において船舶交通が混雑し、新たな海難が発生する危 険が生じ、あるいは、防除作業の円滑な実施の妨げとなる場合に は、海上保安庁は、必要に応じ、海防法等に基づき、船舶の退去、 航行制限等の措置を講ずる。

第11節 広報等

船舶交通の安全の確保、付近住民の安全確保、防除作業の円滑な実施等を図るため、関係行政機関、地方公共団体等は、それぞれ必要に応じ、他の関係行政機関、地方公共団体等と連絡調整を図り、迅速かつ的確な広報を行うものとする。

油等汚染事件が発生した場合には、同様の事件の発生の防止及 び一般的な油等汚染事件発生時の対応に関する知識の充実に資す るため、関係行政機関、地方公共団体等は、当該事件の原因、汚染の状況、講じた対策等についての状況を記録する。

第12節 事後の監視等の実施

関係行政機関、地方公共団体等は、前節までに定める措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携の下、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。特に、油等汚染事件による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、関係行政機関、地方公共団体等は、この結果を踏まえ、必要に応じて補完的な対策を実施する。

第4章 関係行政機関等の相互の連携等

第1節 国家的な連携

関係行政機関は、所掌事務及び関係法令に基づき、油等汚染事件への準備及び対応のため必要な施策の総合的な企画及び推進、関係法令の整備、調査研究の推進等を積極的に実施する。この場合において、関係行政機関は、関係省庁連絡会議等を活用し、相互に密接な連携を確保するよう努める。

また、石油業界、海運業界、鉱山業界、化学業界その他の関係業界団体は、その能力を活用し、油等汚染事件への準備及び対応に関し、積極的に取り組むことが期待され、国は、これら関係者を積極的に支援するとともに、これら関係者との連携の確保に努める。さらに、必要に応じ、専門的な知見に基づく助言等を活用するため、排出油等の防除の実施、海洋環境の保全等に関する専門家との連携を図る。

第2節 地域的な連携

関係地方行政機関等は、所掌事務及び関係法令に基づき、第1 節の国家的な連携の下に推進される施策と密接な連携の下に、地 域の実情に応じた具体的な準備及び対応の施策を推進する。

また、地方公共団体等、民間事業者その他の関係者は、関係法令に基づく責務に応じ、又は自発的に、その能力を活用し、地域の実情に応じた具体的な準備及び対応の施策を積極的に推進することが期待される。

この場合において、関係者は、排出油等の防除に関する協議会等を活用し、相互に密接な連携を確保するよう努める。また、必要に応じ、専門的な知見に基づく助言等を活用するため、排出油等の防除の実施、海洋環境の保全等に関する専門家との連携を図る。

第5章 その他の事項

第1節 調査研究、技術開発の推進

関係行政機関は、油等汚染事件の防止並びに当該事件による排出油等の防除及び海洋環境への影響の防止に関する調査研究、技術開発を、必要に応じ、民間との連携を図りながら推進する。

第2節 計画の見直し

国は、この計画の見直しについて随時検討し、必要があると認 めるときは、見直しを行うものとする。

油等汚染事件に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議設置要綱

平成7年5月8日 関係省庁申合せ (最終改正平成27年12月15日)

- 1. 「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」(平成18年12月8日閣議決定。以下「国家的緊急時計画」という。)及び災害対策基本法(昭和36年法律第233号)に基づく防災基本計画を踏まえ、関係省庁相互の密接な連携と協力の下に、油等汚染事件への準備及び対応を迅速かつ効果的に実施するため、「油等汚染事件に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。
- 2. 連絡会議は、別記の職にある者をもって構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の者を連絡会議に参加させることができる。
- 3. 連絡会議の事務局は、関係省庁の協力の下、海上保安庁が担当するものとする。 ただし、石油コンビナート等特別防災区域から油等汚染事件が発生した場合は、 消防庁が担当するものとする。
- 4. 連絡会議開催の発議については、構成員は事務局と緊密な連絡をとって行うものとする。
- 5. 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議において定める。
- 6. 連絡会議においては、油等汚染事件への準備及び対応に関し必要な連絡、調整等を行うものとする。特に、大規模な油等汚染事件発生時には、事件及び被害の第1次情報に対しての確認及び共有化、応急対策の調整等を行うものとする。また、国家的緊急時計画の見直し作業についても行うものとする。

内閣官房 内閣参事官

内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当)

警察庁 生活安全局地域課長

総務省 大臣官房総務課長 消防庁 予防課特殊災害室長

法務省 入国管理局入国在留課長

外務省 国際協力局地球規模課題総括課専門機関室長

文部科学省 大臣官房文教施設企画部施設企画課長

研究開発局海洋地球課長

厚生労働省 労働基準局安全衛生部計画課長

水産庁 增殖推進部漁場資源課長

経済産業省 産業技術環境局環境指導室長

製造産業局化学課長

商務情報政策局鉱山 火薬類監理官

資源エネルギー庁 資源・燃料部石油精製備蓄課長

国土交通省 大臣官房参事官

総合政策局海洋政策課長

水管理 • 国土保全局砂防部保全課海岸室長

海事局安全政策課危機管理室長

港湾局総務課危機管理室長

港湾局海洋 • 環境課長

気象庁 総務部企画課長

海上保安庁 警備救難部環境防災課長

海洋情報部環境調查課長 海洋情報部海洋情報課長

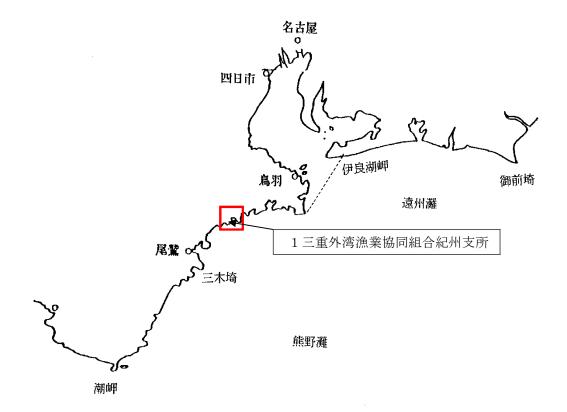
海汗阴拟动神汗阴拟脉灰

環境省 水•大気環境局水環境課海洋環境室長

防衛省 大臣官房文書課環境対策室長

統合幕僚監部参事官

区	分	地区名	番号		所 在	容量500k1以上の 油保管施設基数	最大油保管 施設容量(kl)	油保管施設 総容量(kl)	取扱油種	備考
その他		尾鷲	1	三重外湾漁業協同組合紀州支所	紀北町紀伊長島区 長島字前浜2187-2	0	200	600	A重油	



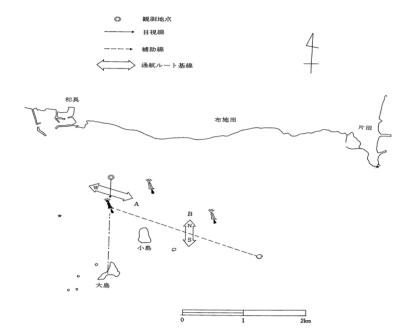
① ルート別・船種別・大きさ別隻数(2日間)

																(1/2)														
船	1 種			貨	4	勿	船					g	ン	カ	_				旅 水中罩	客 8船、:	船 エアク		ーフェ ン船を			水ア		漁	船	
ルー	大きさ	100トン未満	100	>	1千 ~ 3千	3千 ↓ 1万	1万 ~ 2万	2万トン以上	小計	100トン未満	100 																			

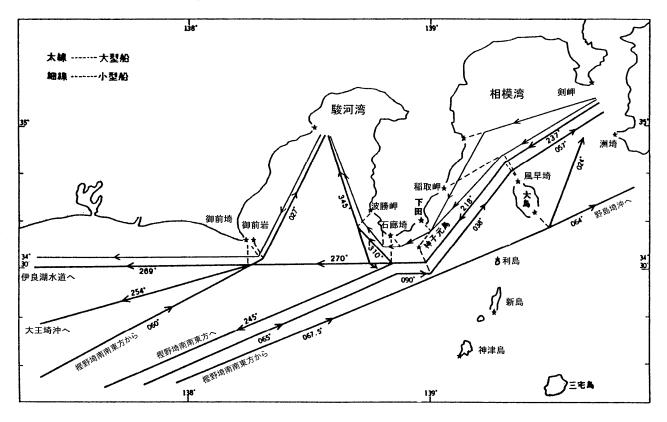
																												(2/2)
船	種		カ	_	フ	工	IJ	_			えり	い航	船			押	航	船			その) 他 (えい・				、独舫		合
	+	100	100	500	1千	3千	1万	2万	小	100	100	200	300	小	50	50	100	150	小	100	100	500	1千	3千	1万	2万	小	L
	大 \ き	トン	?	~	>	~	~	トン		m	>	7	m ン		m	>	>	m ン		トン	>	>	>	>	>	トン		1
	\	未満	500		0.7		0.7	以		未満	000	200	以		未満	100	150	以		未満	500		0.7		0.7	以		計
ルー	١ /	袻	500	1+	3十	1万	2万	上	計	御	200	300	上	計	徆	100	150	上	計	徆	500	1千	3十	1万	2万	上	計	1
	東航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	60
Α	西航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	70
	南航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2	130
	東航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	西航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
В	南航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40
	北航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85
総	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2	215

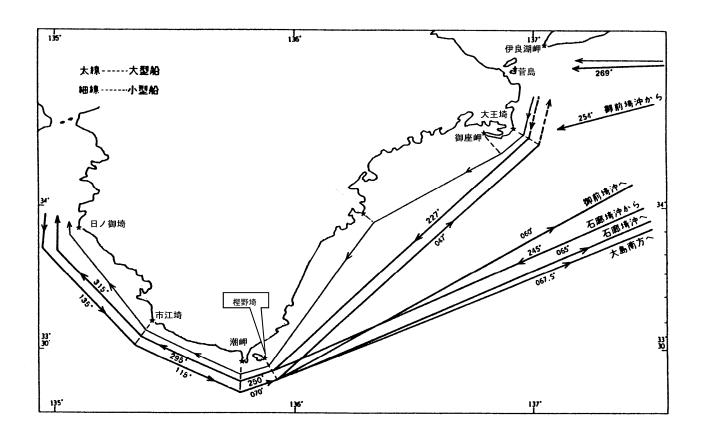
(2)1	一ト別・時	刻隻舞	女(2月	目間)																						
	時刻	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	小
ルー	.,	\ 01	}	~	~	}	?	~	\ \	· /	~	~	~	~	- }	}	₹	?	}	}	~	₹	}	?	?	-31
70		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	計
	東航船	0	0	1	2	12	4	4	5	2	3	5	2	2	2	4	1	4	3	1	1	0	0	0	2	60
	西航船	0	2	0	0	5	3	3	2	1	3	2	2	4	5	13	1	9	2	4	4	1	1	2	1	70
A	南航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	2	1	2	17	7	7	7	3	6	7	4	6	7	17	2	13	5	5	5	1	1	2	3	130
	東航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	西航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
В	南航船	0	0	0	0	7	4	4	1	1	9	1	0	0	12	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	40
I	北航船	0	1	0	0	0	0	1	3	0	2	2	30	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	45
	小計	0	1	0	0	7	4	5	4	1	11	3	30	1	14	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	85
総	計	0	3	1	2	24	11	12	11	4	17	10	34	7	21	17	2	15	7	5	5	1	1	2	3	215

③通航ルート基線(2日間)



資料4 タンカー及び貨物船の航跡図

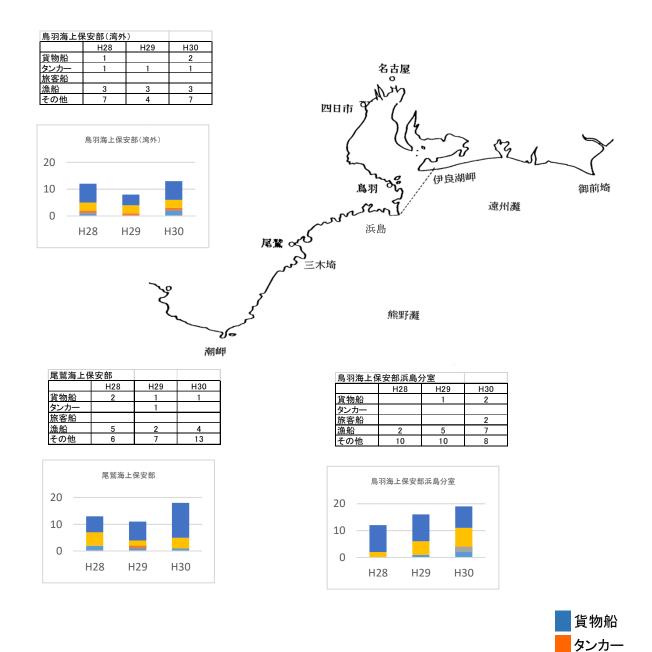




資料 5 要救助海難発生状況表

海難年用途	の種類	衝突	単独衝突	乗揚	転覆	浸水	火災	爆発	運航不能	その他	計
	28								3		3
貨物船	29					2					2
	30	2				1			2		5
	28					1					1
タンカー	29			1					1		2
	30								1		1
	28										0
旅客船	29										0
	30	1							1		2
	28	2		1	1				6		10
漁船	29	1		1			4		4		10
	30	3		2		1	1		7		14
	28	2	2	5		2	1		10	1	23
その他	29		2	2	2				15		21
	30	3	_	2	8				14	1	28
	28	4	2	6	1	3	1	0	19	1	37
計	29	1	2	4	2	2	4	0	20	0	35
	30	9	0	4	8	2	1	0	25	1	50

資料6 要救助海難発生状況図(東海西部沿岸海域)



旅客船 漁船 その他

資料7 油等による海洋汚染発生状況表 (東海西部沿岸海域)

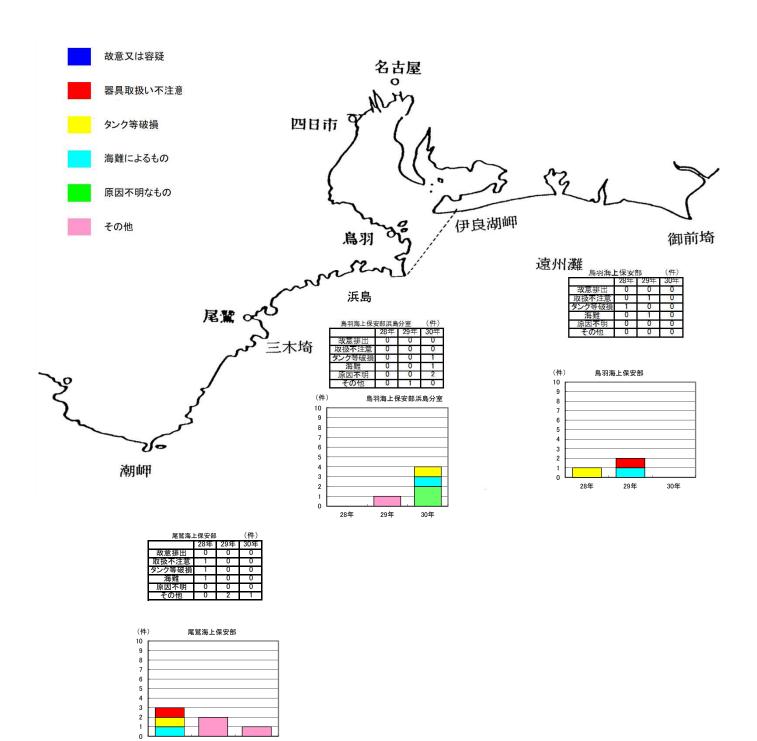
排出源	原因年	故意排出又は容 疑のあるもの	機器取扱い不注意 によるもの	タンク等の破損 によるもの	海難によるもの	原因不明なもの	その他	計
	28	0	1	2	1	0	0	4
舟台舟白	29	0	1	0	1	0	1	3
	30	0	0	1	1	0	1	3
	28	0	0	0	0	0	0	0
陸上	29	0	0	0	0	0	1	1
	30	0	0	0	0	0	1	1
	28	0	0	0	0	0	0	0
不明	29	0	0	0	0	0	0	0
	30	0	0	0	0	2	0	2
	28	0	1	2	1	0	0	4
計	29	0	1	0	1	0	2	4
	30	0	0	1	1	2	2	6

資料 8 油等による海洋汚染発生状況図(東海西部沿岸海域)

28年

29年

30年



資料9 過去の排出油等事故の概要

(1) ケミカルタンカーK丸・N丸衝突海難に伴う有害液体物質排出・火災事故

平成 17 年 7 月 15 日午前 4 時 5 分頃、三重県尾鷲市三木浦町所在の三木埼灯台の南南西、約 14 海里の熊野灘において、ケミカルタンカーK丸(総トン数 697 トン、粗ベンゼン 2,000 キロリットル積載)とケミカルタンカーN丸(総トン数 499 トン、クレオソート1,000 キロリットル積載)が濃霧の中、航行中に衝突し両船とも火災が発生、N丸の乗組員は付近航行中の船舶に全員救助されたが、K丸の乗組員は 2 名が付近航行中の船舶に救助されたものの 1 名が死亡し、残る 5 名が船内から遺体となって発見された。

N丸の火災は早期に鎮火したが、K丸については積荷、燃料の一部が海上へ流出し爆発を繰り返しながら炎上を続ける中、消火活動は困難を極めたが、当庁巡視船艇及び船主手手配の防災船の消火活動により、事故から 62 時間後の 17 日夕方に鎮火した。

鎮火後も、粗ベンゼンの可燃性・有毒性ガスが各所から漏洩し続けたことから、洋上でのサルベージ業者による応急修理作業は不可能であり、台風の接近による沿岸漂着が危惧されたことから船主側手配のタグボートにより沖だし曳航を実施していたところ、23 日夕方、潮岬の東南東約59海里の地点で沈没した。

(2) タンカーY丸乗揚げ・油排出事故

平成 18 年 11 月 27 日午後 10 時 38 分頃、三重県鳥羽市沖において、航行中のタンカー Y丸(総トン数 499 トン、A重油 900 キロリットル積載)が航路標識を誤認して岩場に乗り揚げ、貨物油タンク底部に破口が生じてA重油約 40 キロリットルが流出した。

当庁巡視船艇、船主手配の防災船及び漁船等により、油吸着材の使用、放水攪拌等の防 除活動を実施するとともに、折からの強風により拡散消滅した。

Y丸は29日に離礁し、付近の港に曳航されるとともに船内の油抜き取り作業が行われた。

(3) フェリーA号転覆・乗り揚げ海難に伴う排出油事故

平成21年11月13日午前5時6分頃、三重県尾鷲市三木浦町所在の三木埼灯台の南約20海里付近において、フェリーA号(総トン数7,910トン、燃料油517キロリットル積載)は、航行中に左舷後方から大波を受け、荷崩れを起こし船体が右舷側へ大きく傾斜した。

船長は、バラスト水を左舷側へ移送するとともに、右舷側から風を受けるように操船し、 復原を試みながら陸岸寄りに航行させたが、船体が復原しないため救助要請した。

乗客・乗員は、現場到着した当庁へリコプターにより救助されたが、A号は、午前9時50分ころ、海岸近くの浅瀬に乗り揚げた。

乗り揚げ当初より、燃料油の一部が流出し、三重県御浜町から紀宝町にいたる海岸に漂

着した。

流出した油については、当庁、民間サルベージ会社、地元漁船等多数の勢力により防除 作業が行われるとともに、同海域に残った船体については翌年12月に撤去された。

(4) ケミカルタンカーA号座礁・沈没に伴う油排出事故

平成29年3月1日、山口県から名古屋港向け航行中のケミカルタンカーA号(総トン数491トン、燃料: A重油22キロリットル、積荷: 苛性ソーダ740立方メートル搭載)が三重県鳥羽市国崎町の浅瀬において座礁し、その後、サルベージ会社による引き下ろし作業を行い、沖合において浸水箇所の応急修理を行うため曳航中に船体傾斜が激しくなり、三重県鳥羽市国崎町所在鎧埼灯台の南東約9.6キロメートル海域(水深約50メートル)にて沈没し、A重油及び苛性ソーダが流出した。

当庁巡視艇や船主手配の防災船等により、航走攪拌等の防除作業を実施するとともに、 該船船体はサルベージ会社により引き揚げられ撤去された。

資料10 気候表

(1)伊良湖

北緯34度37.7分 東経137度05.6分 標高6.2m

	11-71								10/401/文	71.177	札性131 皮	00.0万 7万	於同U.∠III	
		降水量		気温		湿度		風		雲量			気	
月月	海面 平均	(mm)		(\mathcal{C})		(%)		(m/s)		云里		八	XI	
)1	気圧	合計	平均	最高	最低	平均	平均	最多風向	強風日数	平均	降水日数	雪日数	霧日数	雷日数
統計期間	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1990	1981	///	1981	1997	1997	///
形[日] 沙][日]	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	///	~2010	~2010	~2010	///
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	21	30	0	30	14	14	0
1月	1018.2	59.3	5.7	9.1	2.6	62	4.8	北北西	9.1	///	5.4	1.5	0.4	///
2月	1017.6	69.4	6.0	9.8	2.6	63	4.5	北西	8.3	///	5.7	2.4	0.7	///
3月	1016.5	120.6	9.0	13.1	5.2	64	4.4	北西	9.0	///	9.4	0.9	1.4	///
4月	1014.8	133.5	14.1	18.5	10.0	68	4.1	北西	7.1	///	9.5	0.0	1.5	///
5月	1012.1	168.8	18.4	22.5	14.8	73	3.5	西北西	4.5	///	10.2	0.0	2.6	///
6月	1009.2	192.0	21.9	25.6	18.9	79	3.0	南	2.6	///	11.2	0.0	1.6	///
7月	1008.8	146.1	25.6	29.4	22.9	81	3.1	南	1.6	///	10.0	0.0	1.4	///
8月	1009.8	155.1	27.0	30.9	24.1	78	3.6	南	2.6	///	7.2	0.0	0.4	///
9月	1012.3	239.7	24.0	27.6	21.2	76	3.3	東南東	3.1	///	10.0	0.0	0.6	///
10月	1016.3	163.2	18.6	22.2	15.4	71	3.6	北北西	4.1	///	9.8	0.0	0.8	///
11月	1018.9	105.2	13.2	16.9	9.7	68	3.6	北北西	5.8	///	6.5	0.0	1.1	///
12月	1019.1	49.7	8.3	11.8	4.8	65	4.4	北北西	8.2	///	5.0	0.7	0.4	///
年	1014.5	1602.6	16.0	19.8	12.7	71	3.8	北西	66.1	///	99.9	5.5	12.2	///

気象庁発行「平年値(統計期間1981~2010年)」による

(2)御前崎

北緯34度36.2分 東経138度12.7分 標高44.7m

		降水量		気温		湿度		風		雲量		Ŧ	気	
月	海面 平均	(mm)		(\mathcal{C})		(%)		(m/s)		去里		人	×l	
7,	気圧	合計	平均	最高	最低	平均	平均	最多風向	強風日数	平均	降水日数	雪日数	霧日数	雷日数
統計期間	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1990	1981	///	1981	2010	2010	///
心日 初间	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	///	~2010	~2010	~2010	///
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	21	30	0	30	1	1	0
1月	1016.4	85.1	6.7	10.5	3.0	59	6.4	西	19.1	///	6.0	///	///	///
2月	1015.8	102.5	7.1	11.2	3.2	60	6.1	西	17.1	///	6.6	///	///	///
3月	1015.1	171.9	10.1	13.9	6.2	65	5.7	西	15.9	///	10.8	///	///	///
4月	1014.2	193.1	14.6	18.1	11.1	71	5.0	西	10.6	///	9.8	///	///	///
5月	1011.9	202.2	18.3	21.5	15.4	78	4.4	西	7.1	///	10.0	///	///	///
6月	1009.2	262.6	21.3	24.1	19.1	84	4.0	西南西	4.8	///	11.8	///	///	///
7月	1008.9	211.2	24.8	27.6	22.7	86	4.0	西南西	3.5	///	9.6	///	///	///
8月	1010.1	187.1	26.5	29.5	24.2	83	3.8	西南西	2.4	///	7.6	///	///	///
9月	1012.3	242.1	24.1	27.0	21.7	79	4.1	北東	4.3	///	10.9	///	///	///
10月	1015.6	213.2	19.4	22.5	16.4	72	4.5	北東	6.6	///	9.9	///	///	///
11月	1017.8	131.6	14.4	17.9	10.9	68	5.1	西	10.7	///	7.5	///	///	///
12月	1017.4	61.1	9.2	13.0	5.5	62	6.0	西	16.9	///	5.5	///	///	///
年	1013.7	2063.4	16.4	19.7	13.3	72	4.9	西	119.0	///	106.0	///	///	///

気象庁発行「平年値(統計期間1981~2010年)」による

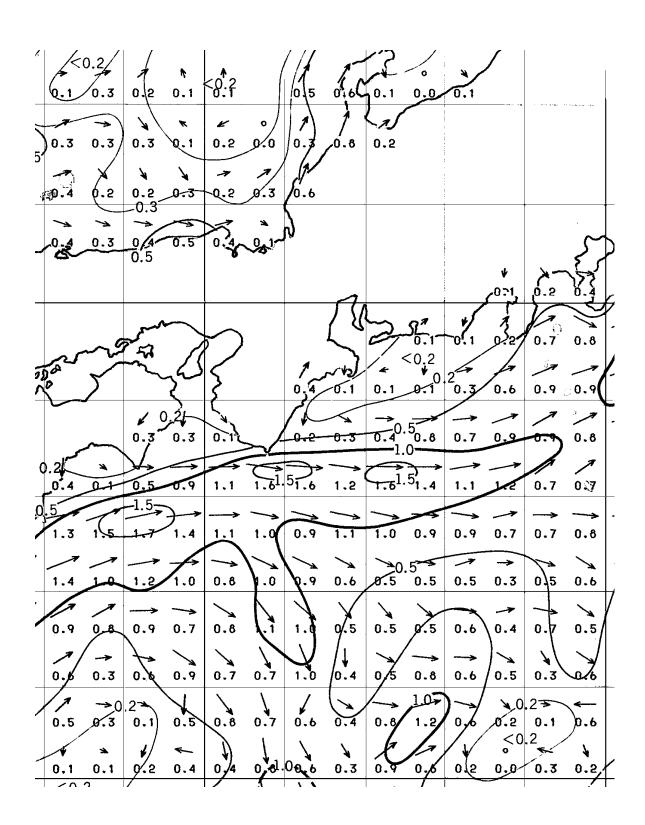
(3)尾鷲

北緯34度04.1分 東経136度11.6分 標高15.3m

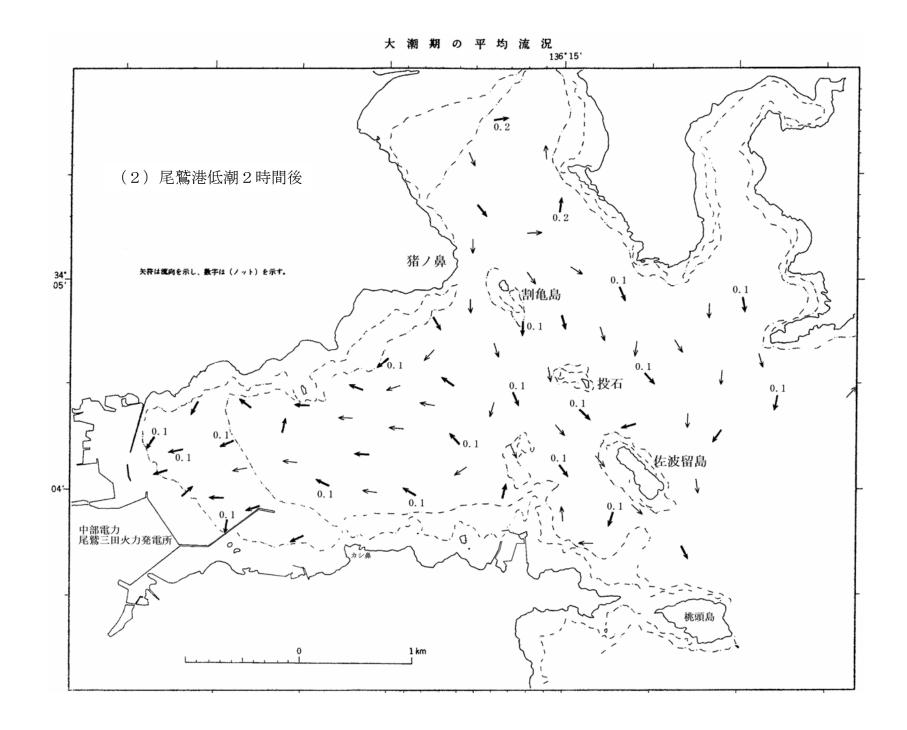
	海面 (mm 月 平均			気温		湿度		風		雲量		=	気	
Ħ		(mm)		(°C)		(%)		(m/s)		云里		人	X	
Л	気圧	合計	平均	最高	最低	平均	平均	最多風向	強風日数	平均	降水日数	雪日数	霧日数	雷日数
√大⇒1. ₩0 8B	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1990	1981	/ / /	1981	2007	2007	/ / /
統計期間	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	///	~2010	~2010	~2010	///
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	21	30	0	30	4	4	0
1月	1018.2	100.7	6.3	11.3	1.6	60	2.5	西	1.9	///	6.0	///	///	///
2月	1017.5	118.8	6.9	12.0	2.1	60	2.4	西	1.5	///	6.5	///	///	///
3月	1016.4	253.1	9.9	14.9	4.9	64	2.4	西	1.2	///	10.7	///	///	///
4月	1014.7	289.4	14.6	19.4	9.8	68	2.4	西	0.9	///	10.1	///	///	///
5月	1012.1	371.8	18.4	22.8	14.1	74	2.2	西	0.4	///	11.5	///	///	///
6月	1009.2	405.7	21.7	25.5	18.4	81	2.0	西	0.2	///	14.4	///	///	///
7月	1008.8	397.2	25.4	29.2	22.4	82	2.1	東北東	0.4	///	13.1	///	///	///
8月	1009.8	468.2	26.4	30.4	23.1	80	2.4	西	1.2	///	12.0	///	///	///
9月	1012.3	691.9	23.6	27.7	20.3	79	2.1	西	1.0	///	13.8	///	///	///
10月	1016.2	395.7	18.3	23.0	14.3	75	1.9	西	0.5	///	11.1	///	///	///
11月	1018.8	249.8	13.4	18.5	8.8	70	2.0	西	0.7	///	7.8	///	///	///
12月	1019.0	106.5	8.6	13.9	3.8	64	2.3	西	2.1	///	5.2	///	///	///
年	1014.4	3848.8	16.1	20.7	12.0	71	2.2	西	12.2	///	122.2	///	///	///

気象庁発行「平年値(統計期間1981~2010年)」による

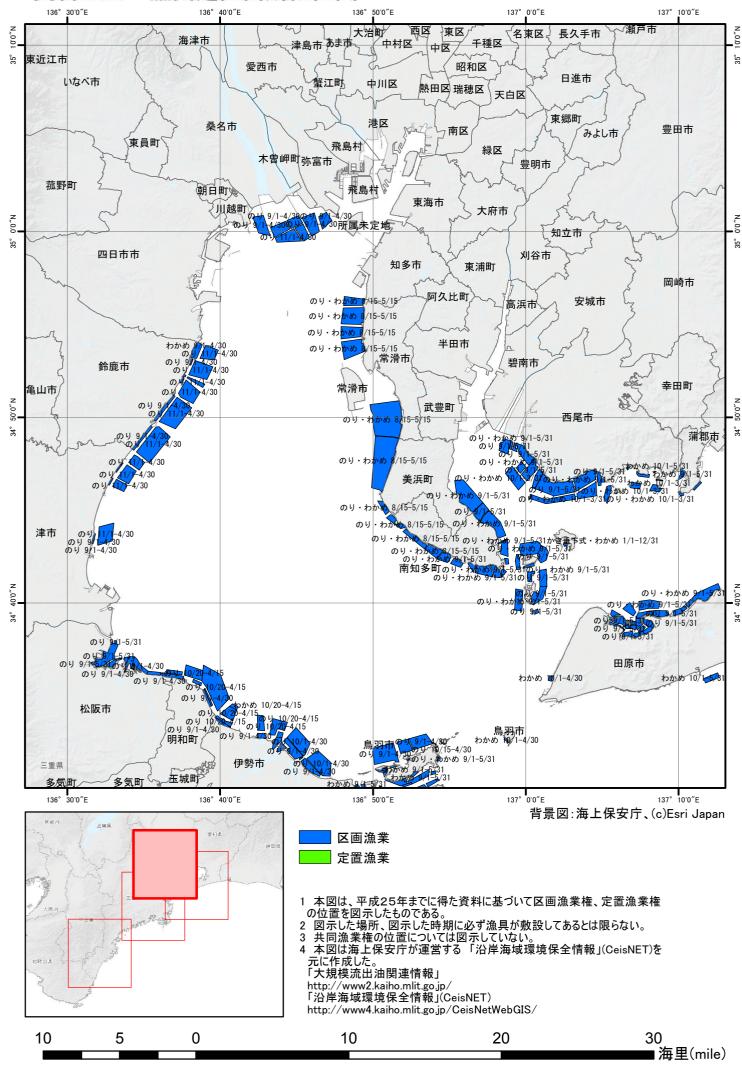
(1)ベクトル平均速度 夏



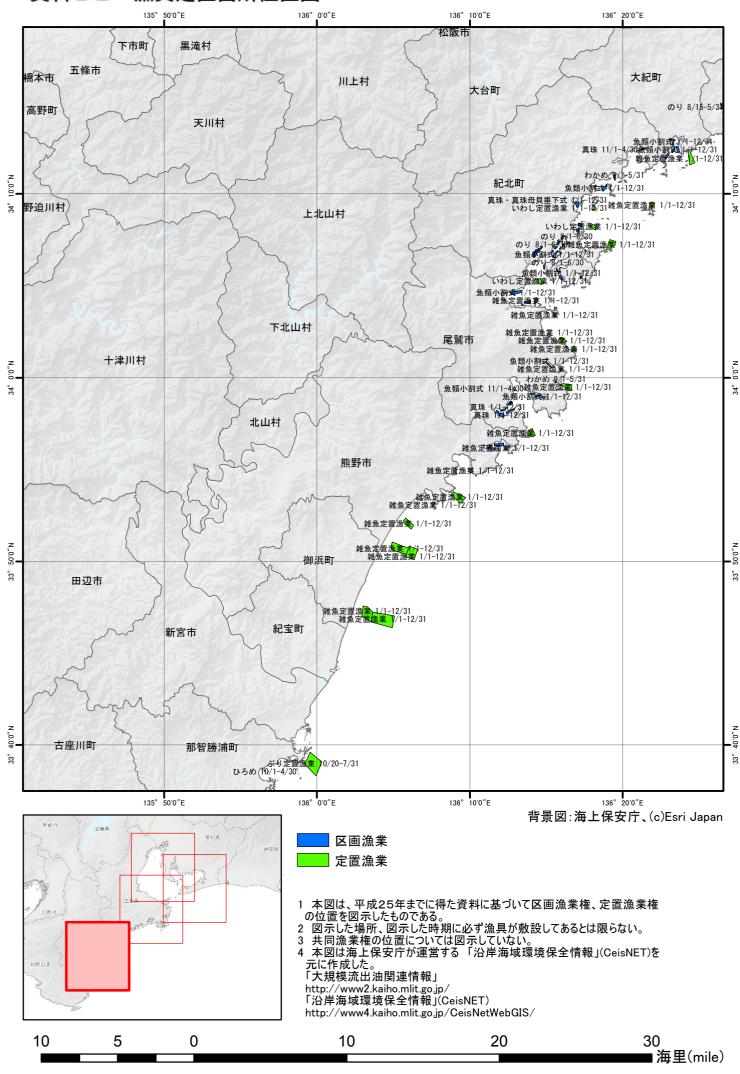
.1 0.1 0.0	7 ° 0.1 0.0 ↑ ° 0.2 0.1	<0.2 0.1 0.1 0.1 0.4	0.1 0.2	0.2 0.1	0.3	
2 00.2 0.1	0.2 0.4	0.2 0.1			↓ ,0 . 2	0.20.1
	0.00.3	0.2.70.2	0.3 0.2	0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.0.50.4	0.2 0.3	0.3 0.4 0.6 0.7 0.8 0.7
0.3 0.2 0.5 0.8 1.1 .8 1.21.01.0	0.6 1.0	0.9 1.4 0.9 1.1 0.7 1.0	1.2 1.1 1.0 0.4	1.2 1.3 1.2 1.2 1.2 1.2 0.5 0.5	1.0 0.8 1.1 0.8 0.5 0.8	0.7 025 0.9 0.6 0.6 0.7
1.0 0.8 1.0 0.2 1.0 0.2 1.0 0.2 1.0 0.2 1.0 0.2 1.0 0.2	0.3 0.7 0.5 0.3 0.4 (0.7) 0.5	1.1 0 0.6 0.7 0.6 1.0 0.6 0.7	0.8 0.6	0.5 0.6 0.7 0.7 1.0 0.9 0.5 (0.7)	0.6 0.6	0.5 0.2 0.1 0.4 0.6 0.1



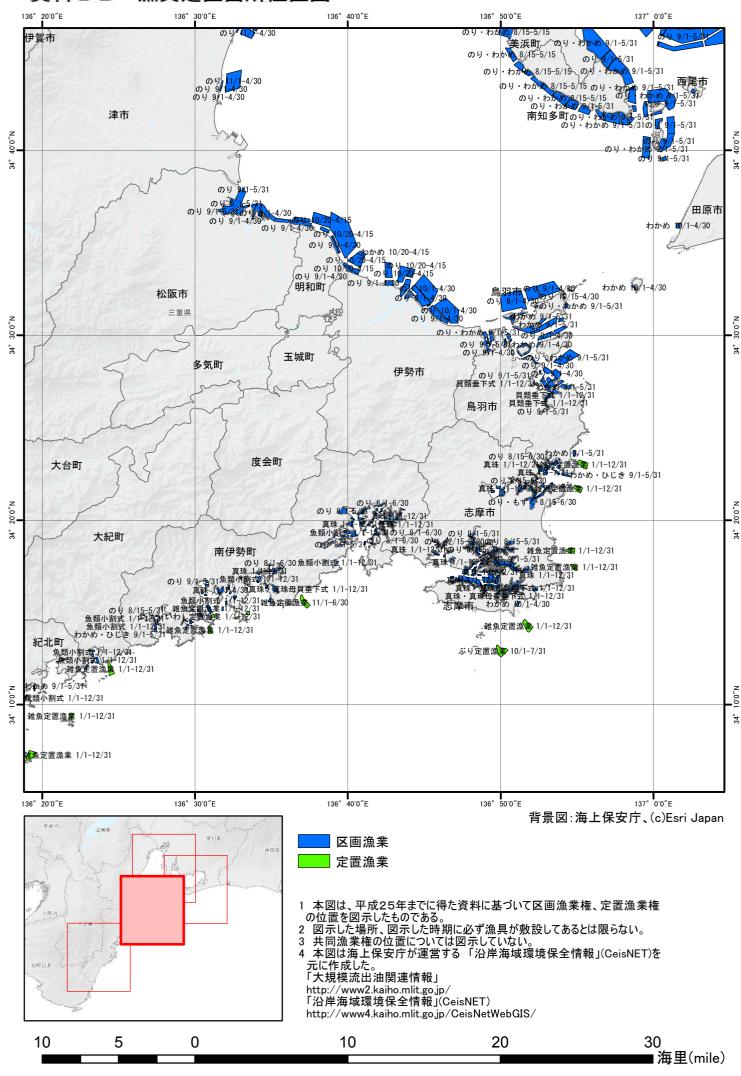
資料12 漁具定置箇所位置図



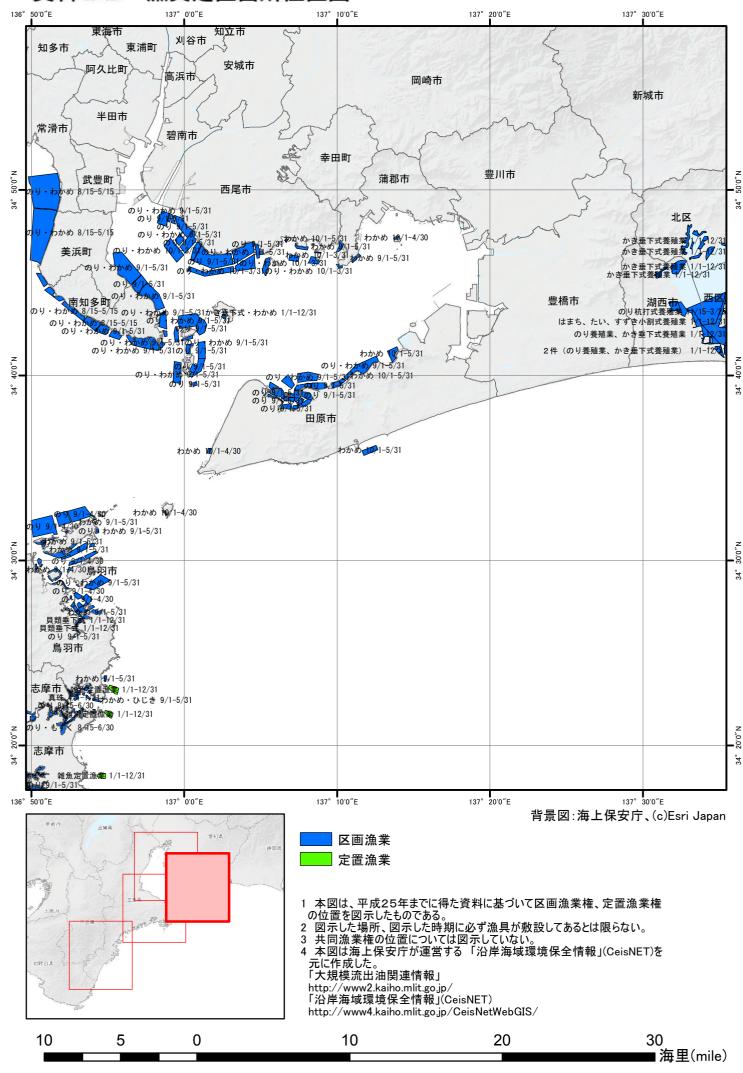
資料12 漁具定置箇所位置図



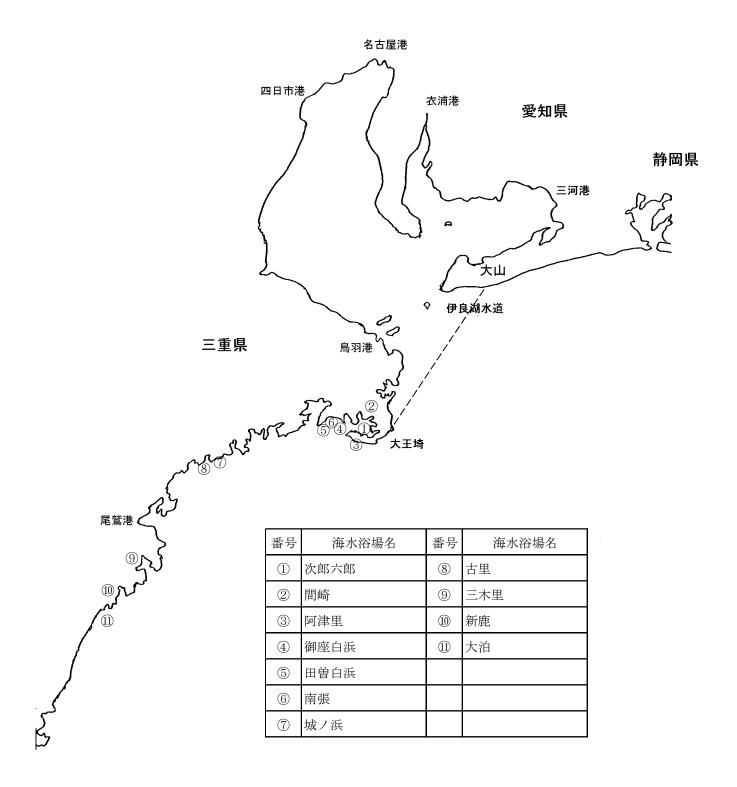
資料12 漁具定置箇所位置図



資料12 漁具定置箇所位置図



資料13 海域周辺環境図

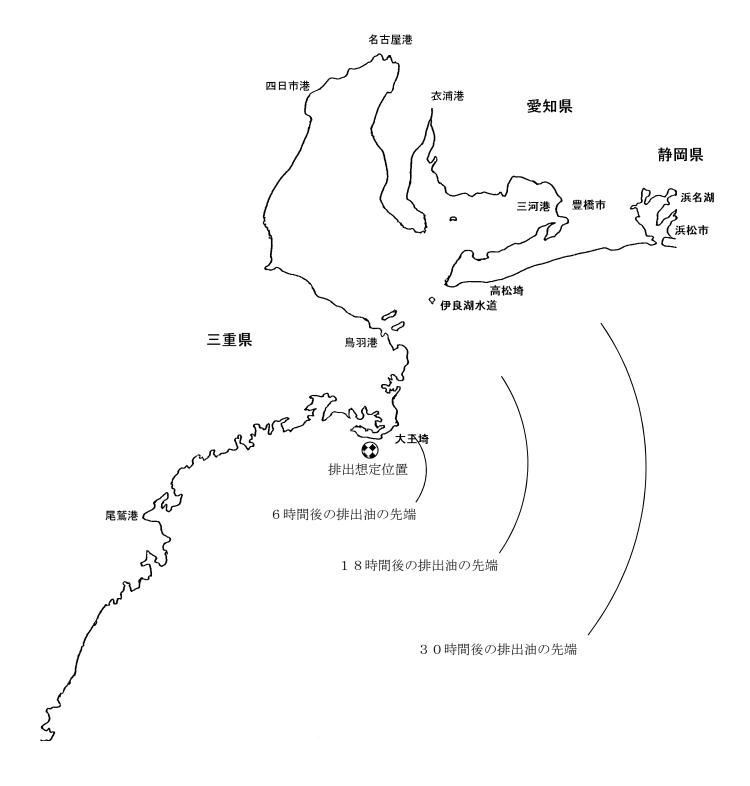


資料14-1 風・海潮流による排出油の移動距離表(想定1)

パターン			亙				海	清		合計移動	カ距離 (m)
	経過時間	6時間毎の)移動距離(m)	小	計 (m)	6時間毎	の移動距離(m)	小	計 (m)	口口199	万匹四世(1117)
	6	東	4, 320	東	4, 320	東	8,890	東	8, 890	東	12, 329
A	12	東	4, 320	東	8,640	東	8,890	東	17, 780	東	24, 658
	18	東	4, 320	東	12, 960	東	8,890	東	26, 670	東	36, 987
風 5 m/s	24	東	4, 320	東	17, 280	東	8,890	東	35, 560	東	49, 316
西	30	東	4, 320	東	21,600	東	8,890	東	44, 450	東	61, 646
海流0.8ノット	36	東	4, 320	東	25, 920	東	8,890	東	53, 340	東	73, 975
東	42	東	4, 320	東	30, 240	東	8,890	東	62, 230	東	86, 304
	48	東	4, 320	東	34, 560	東	8,890	東	71, 120	東	98, 633
	6	西	4, 320	西	4, 320	西	8,890	西	8, 890	西	12, 329
В	12	西	4, 320	西	8,640	西	8,890	西	17, 780	西	24, 658
	18	西	4, 320	西	12, 960	西	8,890	西	26, 670	西	36, 987
風 5 m/s	24	西	4, 320	西	17, 280	西	8,890	西	35, 560	西	49, 316
東	30	西	4, 320	西	21,600	西	8,890	西	44, 450	西	61, 646
海流0.8ノット	36	西	4, 320	西	25, 920	西	8,890	西	53, 340	西	73, 975
西	42	西	4, 320	西	30, 240	西	8,890	西	62, 230	西	86, 304
	48	西	4, 320	西	34, 560	西	8, 890	西	71, 120	西	98, 633

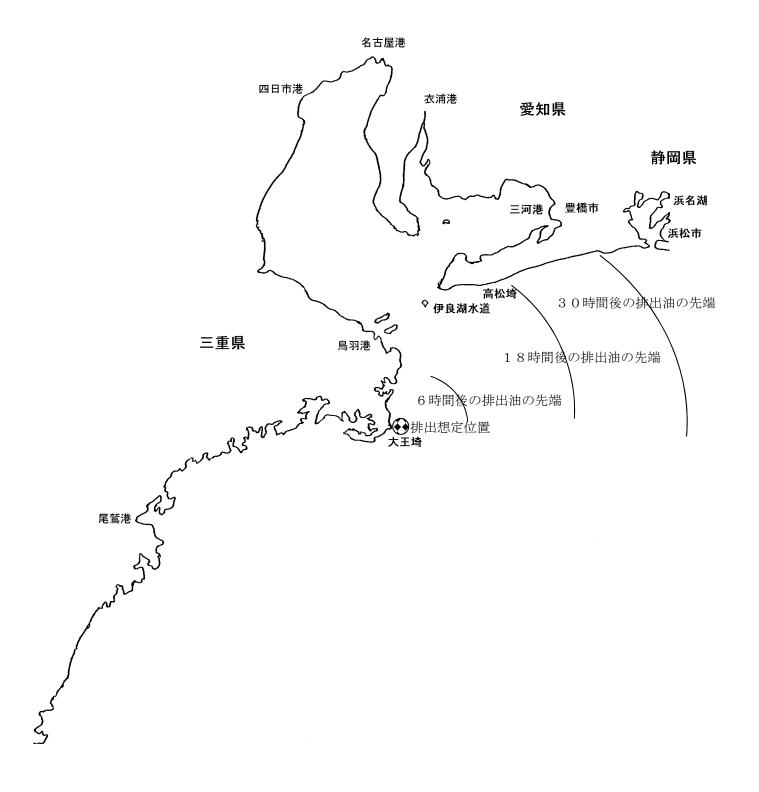
資料14-2 風・海潮流による排出油の移動距離表(想定2)

パターン				EL.			海 溝	Л 流		合計移動	b距離 (m)
	経過時間	6時間毎の	移動距離(m)	小	計 (m)	6時間毎	の移動距離(m)	小	計 (m)	口口199	
	6	南東	4, 320	南東	4, 320	東	13, 334	東	13, 334	東南東	16, 671
A	12	南東	4, 320	南東	8,640	東	13, 334	東	26, 668	東南東	33, 342
	18	南東	4, 320	南東	12, 960	東	13, 334	東	40, 002	東南東	50, 013
風 5 m/s	24	南東	4, 320	南東	17, 280	東	13, 334	東	53, 336	東南東	66, 684
北西	30	南東	4, 320	南東	21,600	東	13, 334	東	66, 670	東南東	83, 355
海流1.2ノット	36	南東	4, 320	南東	25, 920	東	13, 334	東	80, 004	東南東	100, 026
東北	42	南東	4, 320	南東	30, 240	東	13, 334	東	93, 338	東南東	116, 697
	48	南東	4, 320	南東	34, 560	東	13, 334	東	106, 672	東南東	133, 368
	6	北東	4, 320	北東	4, 320	東	13, 334	東	13, 334	東北東	16, 671
В	12	北東	4, 320	北東	8,640	東	13, 334	東	26, 668	東北東	33, 342
	18	北東	4, 320	北東	12, 960	東	13, 334	東	40, 002	東北東	50, 013
風 5 m/s	24	北東	4, 320	北東	17, 280	東	13, 334	東	53, 336	東北東	66, 684
南西	30	北東	4, 320	北東	21,600	東	13, 334	東	66, 670	東北東	83, 355
海流1.2ノット	36	北東	4, 320	北東	25, 920	東	13, 334	東	80, 004	東北東	100, 026
東北	42	北東	4, 320	北東	30, 240	東	13, 334	東	93, 338	東北東	116, 697
	48	北東	4, 320	北東	34, 560	東	13, 334	東	106, 672	東北東	133, 368

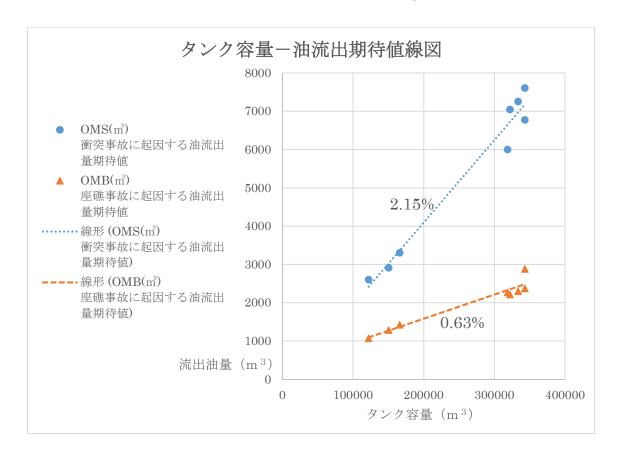








資料16 ダブルハルタンカーの「油流出期待値線図」



サンプル船 (ダブルハルタンカー) のタンク容量及び油流出量の推定結果

SHIP ID	タンク容量(m³)	O _{MS} (m³) 衝突事故に起因する油 流出量期待値	O _{MB} (m³) 座礁事故に起因する油 流出量期待値
V 1	318, 700	6, 003	2, 267
V 3	333, 600	7, 257	2, 300
V 4	343, 000	6, 773	2, 371
V 5	322, 000	7, 045	2, 215
V 8	343, 000	7, 605	2, 883
S 9	166, 000	3, 303	1, 423
A 1 0	122, 000	2,602	1,072
SA	150, 170	2, 913	1, 286

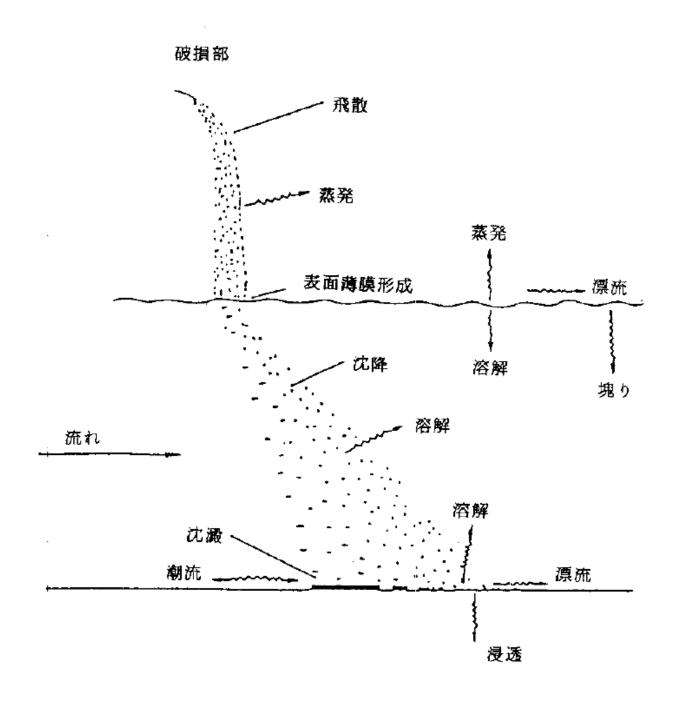
資料17 有害液体物質の挙動による分類

	挙動による分類	物質名
蒸発性物質	短時間で大気中に蒸発する物質 (比重が海水より軽く、かつ、蒸気圧が20mmHg以上 の物質)	ベンゼン、メタノール(メチルアルコール)、トルエン、シクロヘキサン、アクリロニトリル、メタクリル酸メチル、 エタノール(エチルアルコール)、アセトン、酢酸ビニル、酢酸エチル、メチルエチルケトン、 プロパノール(プロピルアルコール)、ヘキサン、アクリル酸メチル、ジメチルアミン
海面浮遊性物質	長時間にわたって海上に滞留する物質 (不溶性物質であって、比重が海水より軽く、かつ、 蒸気圧が20mmHg未満のもの)	キシレン、スチレン、プロピルベンゼン、オクタノール(オクチルアルコール)、オクテン、ジイソプロピルベンゼン、アルキルベンゼン、フタル酸ジオクチル、アクリル酸2エチルヘキシル、ノナノール(ノニアルアルコール)、プロピレン四量体、アクリル酸エチル、アルファメチルスルホン酸、ヘプタン、ブチルアルデヒド、メタクリル酸ブチル、エチルベンゼン、ジイソブチレン、ウンデカノール(ウンデシアルコール)、パーム油脂肪酸(ヤシ油脂肪酸)、ジペンテン、塩化アリル、イソホロン
海中漂流性物質	長時間にわたって海中に滞留する物質 (不溶性物質であって、比重が海水と同じもの)	1,3-シクロペンタジエン二量体
沈降性物質	長時間にわたって海底に滞留する物質 (不溶性物質であって、比重が海水より重いもの)	ジクロロエタン(1,3-ジクロロエタン)、ジフェニルメタンジイソシアネート、エピクロロヒドリン、クロロホルム、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、オルトクロロニトロベンゼン
溶解性物質	短時間で海水中へ溶解する物質 (蒸発性物質に該当しない可溶性物質)	ブタノール(ブチルアルコール)、酢酸、フェノール、水酸化カリウム溶液、エチレングリコール、シクロへキサノール、アクリル酸、アニリン、酢酸ブチル、ブチレングリコール、メチルブチルケトン、無水酢酸、アセトンシアノヒドリン、ジクロロメタン、ソルビトール溶液、クレゾール、トルエンジイソシアネート、アリルアルコール、ヘキサメチルジアミン溶液、ジメチルホルムアミド、メタクリル酸、ジエチレングリコール、ノネン、ホルムアルデヒド溶液、エチレングリコールモノブチルエーテルアセテート、キシレノール、プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート、トリエタノールアミン、水酸化ナトリウム、ジエタノールアミン、エチレングリコールジアセテート、ジプロピレングリコール、燐酸、エタノールアミン、硫化水素ナトリウム水溶液、酢酸2エトキシエチル、ヘプタノール(ヘプチルアルコール)、ジアセトンアルコール、アルキルベンゼンスルホン酸

資料18 有害液体物質の分類・品目別取扱量(輸送量上位10品目)

平成30年1月~12月輸送実績より (資料提供:全国内航タンカー海運組合)

物質	X類	物質	Y類物	勿質	Z類	物質
順位	取扱品目	取扱量(t)	取扱品目	取扱量(t)	取扱品目	取扱量(t)
1	コールタール	754,617	キシレン	2,271,429	酢酸	404,848
2	クレオソート(コールター ルから得られたもの)	538,518	ベンゼン(濃度10重 量%以上の粗製ベンゼ ンを含む)	1,847,950	ブチルアルコール 《ターシャリーブチルア ルコール》	263,940
3	アルキルベンゼン (アルキル基の炭素数 が3又は4のもの)	34,705	スチレン	1,083,130	アセトン	252,620
4	ジイソプロピルベンゼン	24,115	メチルアルコール	697,985	エチルアルコール	250,662
5	ブテンオリゴマー	18,747	トルエン	373,940	酢酸エチル	151,401
	アルキルベンセン(アルキル基の炭素数が3又は4のもの及びその混合物に限る)	15,434	エチレングリコール	327,134	メチルエチルケトン	137,734
7	イソアルカン(炭素数が 10以上のもの及びその 混合物に限る。)	11,262	アクリロニトリル	324,841	イソプロピルアルコール	121,481
8	オレフィン(炭素数が5から7まで又は13以上のもの及びその混合物に限る。)	10,608	アクリル酸	280,551	ブチルアルコール (ブタ ノール)	107,978
9	ドデセン	9,302	シクロヘキサン	236,882	プロピレングリコールモ ノアルキルエーテル	42,719
10	アルカン(炭素数が6から9までのもの及びその 混合物)	8,311	メタクリル酸メチル	206,662	メチルイソブチルケトン	37,370



資料20 排出油等防除資材等保有状況

(1) 油回収船

①油回収船 令和2年2月1日現在 保有資機材 消火設備 総トン数 速力 (ノット) 回収能力 貯油能力 オイルフェ 泡放水量 粉末放射量 航行区域 回収方式 担当部署 船名 機関名 備付義務 備考 ンス (m) (L/分×基) (kg/秒×基) 原液保有量(L) 薬剤保有量(kg) (kL/h) (kL)

資料20 排出油等防除資材等保有状況

(1) 油回収船

②大型浚渫兼油同収船

②大型浚	凓兼油回収船																		令和2年2月1日現在
												保有資	機材				消火設備		
担当部署	船名	機関名	総トン数	速力 (ノット)	航行区域	回収方式	回収能力 (kL/h)	貯油能力 (kL)	オ	イルフェ ンス	油奴	1.理剤	油吸着	着材	油ゲル化剤	放水量	泡放水量 (L/分×基)	粉末放射量 (kg/秒×基) 薬剤保有量(kg)	備考
				ļ						(m)	((L)	(Kg	g)	(Kg, L)	(L/分×基)	原液保有量(L)	楽剤保有量(kg)	
				ļ															
				-					├						+				
l					1			l			1 1								

(2) 油回収装置 ①油回収装置

①油回	収装置											令和2年2月1日現在
				苴.		回収	船舶		装置を積載する船舶			
担当部署	機関名	装置名	製造者	基数	回収方式	回収 能力 (KL/h)	船舶 積載の 可否	船名	装置の 固定方法	回収油貯蔵タンク 容量(kl×基)	備付義務	備考
尾鷲	海上保安庁	フォレックスTDS-200	FOILEX社製	1	堰式	70	可	巡視船艇	クレーン	10kl×1基 (ランサーバージ)	無	

(2) 油回収装置 ②大型油回収装置 会和9年9月1月現在

② 人至(田凹収装直										令和2年2月1日現任
担当部署	機関名	装置名	製造者	基数	回収方式	回収 能力 (KL/h)	船舶 積載の 可否	船名	表置を積載する船舶 装置の 固定方法	回収油貯蔵タンク 容量(kl×基)	備考
HP7H				200		(KL/h)	可否	/3H*[H	固定方法	容量(kl×基)	
				1							

(3) 高粘度油回収ネット

担当部署	機関名	补外名称	製造者	網目の大きさ (mm)	ネット個数 (個)	本体個数 (個)	備考
尾鷲	海上保安庁	キョーワ式H-7型	キョーワ(株)	2×3	5	1	

(4) オイルフェンス展張船

総トン数又は 保有資機材 展裏											<u> </u>								
担当			総トン数又は	白蛤	油力	航行	オイルフ	フェンス				l		油	ゲルル	展張 速度 (m/分)	米 坦	借付	
担当 部署	船名	機関名	(全長×型幅	自航 能力	速力 (ノット)	区域	A-1/2/		長さ	淮	由処理剤	油	吸着材	1Ш	割 割	速度	装置	備付 義務	備考
PIV-EI			総トン数又は 大きさ (全長×型幅 型深(m))	1,000	(////		名称	型	長さ (m)		(L)		(Kg)	(1	ゲル化 剤 Kg、L)	(m/分)	北 国	42/1/1	
									/111/		\/		0/	Ī	31-/				
								ļ											
								-											
		I.	1	l	L		<u> </u>			<u> </u>	L	1	l l			L	L		l

[◆]オイルフェンス A:A型、B:B型、C:C型、D:D型、F:フェンス型 ◆油吸着材 M:マット型、R:ロール型、F:万国旗型、O:その他 ◆油がル化剤 P:粉末(K_g) 、L:液体(ℓ_g)

(5) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材、油ゲル化剤等

			オイルフェン				薬剤その他の	オイルスネア	1742 2711 19612				
担当部署	機関名		41/1/12	^	油処理剤			油吸着材		由ゲル化剤	tu. 1 1 34. →t.	4 170700	備考
		型	長さ (m)	備付義務	型	量 (L)	型	量 (Kg)	形状	量 (Kg,L)	備付義務	(袋)	
尾鷲	海上保安庁				G	288	M	90				16	
尾鷲	海上保安庁				D	1,080	F	135			無		
尾鷲	海上保安庁				S	846	0	150					
尾鷲	伊藤石油㈱	А		無	G	90	M	17			無		
尾鷲	三重県尾鷲建設事務所	А	580	無			M	565.5			無		
尾鷲	紀北町						M	125			無		
尾鷲	三重外湾漁業協同組合紀州支所	В	200	有			M	200			有		
尾鷲	三重外湾漁業協同組合紀州支所海山事業所						M	136			無		
鳥羽	海上保安庁				G	270	R	68			無	2	
鳥羽	海上保安庁						О	52			***		
鳥羽	紀勢広域消防組合消防本部				G	120	M	86			無		
鳥羽	志摩建設事務所		60	無			M	952	Р	8	無		オイルフェンス型式不明
鳥羽	志摩市役所		100	無			F	208			無		オイルフェンス型式不明
鳥羽	南伊勢町役場	В	600		G	720	M	1,309			無		
鳥羽	三重外湾漁業協同組合	А	308	無	G	372	M	943			無		
鳥羽	志摩マリンレジャー㈱(賢島)						M	36			無		
鳥羽	㈱志摩ヨットハーバー				G	40					無		
鳥羽	伊勢志摩リゾートマネジメント		160	無	G	18	M	120			無		オイルフェンス型式不明
鳥羽	志摩広域消防組合						О	135			無		

[◆]オイルフェンス A:A型、B:B型、C:C型、D:D型、F:フェンス型 ◆油吸着材 M:マット型、R:ロール型、F:万国旗型、O:その他 ◆油がル化剤 P:粉末(Kg)、L:液体(ℓ)

(6) 作業船

										7144年4月1日先任
						垂		消火設備		
10 시 40 HB	+44 EE 27	ή/\	総ト	速力 (ノット)	航行 区域	乗組員	+4-4-1	泡放水量 (L/分×基) 原液保有量(L)	粉末放射量	供去
担当部署	機関名	船名	総ト ン数	(ノット)	区域	組	放水量	(L/分×基)	(kg/秒×基) 薬剤保有量(kg)	備考
						貝	(L/分×基)	原液保有量(L)	薬剤保有量(kg)	
							(2/)3 - 22/	//////////////////////////////////////	次/11/11 11 重 (118/	
			-							
			-							
										

(7) タグボート

						垂		消火設備		
担当部署	機関名	船名	総ト	速力	航行 区域	乗組員	放水量	泡放水量	粉末放射量	備考
			ン数	(/ット)	区以	員	(L/分×基) 原液保有量(L)	(L/分×基) 原液保有量(L)	(Kg/秒×基) 薬剤保有量(Kg)	
							/	/	来用体有 里(Ng)	

(8) 集油船(集油タンク容量10KL未満のものを除く。)

担当部署	機関名	船名	総トン数	速力 (ノット)	航行 区域	乗組員	集油タンク容量 (KL)	備考
				(/ / 1 /			(III)	

(9) グラブ船、ガット船等

担当部署	定係地	機関名	船名	用途	トン数	自航・ 非自航の別	航行区域	備考

(10) タンクローリー車

担当部署	機関名		数量		備考
15日的名	7汶 天 -仁	容量(KL)	台数	容量計(KL))佣 <i>与</i>
			_		

(11) 強力吸引車、バキュームカー

令和元年2月1日現在

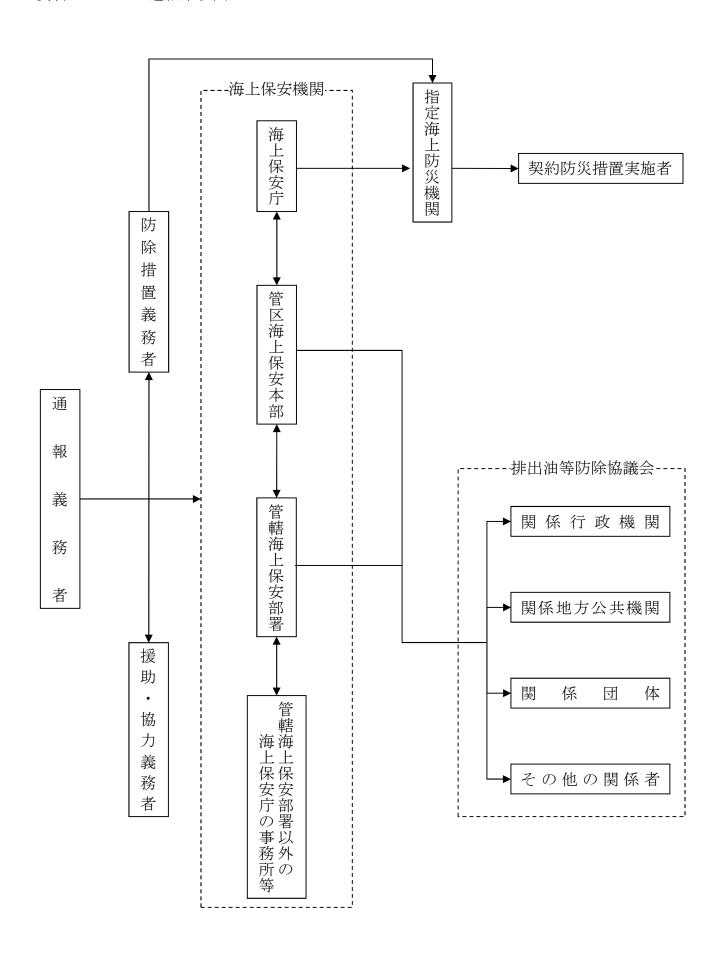
担当部署	機関名		数量			備考
担当部省	/茂 吳 石	種類	容量(KL)	台数	容量計(KL)	加持

(12) 廃油等処理施設

担当部署	事業者名	所在 対象船舶 係留施設 ***		施設 廃油の種類		処理能力	焼却設備	中和2年2月1日現住	
担ヨ部者	争業有名)	刈 家船相	桟橋延長(m)	能力	発用の種類	処理能力 (KL/h)	焼却設佣	備考

(13) その他

担当部署	機関名	器材名	性能等
尾鷲	海上保安庁	油処理剤散布装置	K-3 (カネヤス式) ×1



		_	令和2年2月1日現在
区 分	名称	電話	番号 男
	No. 1. In realities 88	平日昼間	平日夜間・休日
20.1.00.1.1.	海上保安機関	Ī	I
海上保安庁	第四管区海上保安本部	052-661-1611~4	同 左
海上保安庁	名古屋海上保安部	052-661-1615~7	同 左
海上保安庁	四日市海上保安部	059-357-0118	同 左
海上保安庁	鳥羽海上保安部	0599-25-0118	同 左
海上保安庁	尾鷲海上保安部	0597-25-0118	同 左
海上保安庁	衣浦海上保安署	0569-22-4999	同 左
海上保安庁	三河海上保安署	0532-34-0118	同 左
海上保安庁	鳥羽海上保安部浜島分室	0599-53-0300	同 左
海上保安庁	中部空港海上保安航空基地	0569-38-8118	同 左
海上保安庁	名古屋港海上交通センター	052-398-0711	同 左
海上保安庁	伊勢湾海上交通センター	0531-34-2700	同 左
	伊勢湾排出油等防除協調	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
関係行政機関	中部運輸局	052-952-8023	同 左
関係行政機関	中部地方整備局	052-209-6328	090-5870-4431(公用携帯)
関係地方公共団体	愛知県	052-954-6193	052-954-6844
関係地方公共団体	三重県	059-224-2189	059-224-2189
関係地方公共団体	愛知県警察本部	052-951-1611	同 左
関係地方公共団体	三重県警察本部	059-222-0110	同 左
関係団体	全国内航タンカー海運組合東海支部	052-651-7195	059-347-1752
関係団体	伊勢湾三河湾タグ協会(三洋海事株式会社名古屋支店)	052-652-6721	052-601-5191
関係団体	伊勢湾サルベージ懇話会(深田サルベージ建設株式会社名古屋支店)	052-661-9416	090-8819-4124(社用携帯)
関係団体	名古屋海運協会(日本郵船株式会社名古屋支店)	052-229-1847	080-9367-5545 (社用携帯)
関係団体	公益社団法人伊勢湾海難防止協会	052-651-0522	同 左
関係団体	伊勢三河湾水先区水先人会	052-654-1281	052-651-9111
関係団体	愛知県漁業協同組合連合会	052-971-3501	同 左
関係団体	三重県漁業協同組合連合会	059-228-1205	080-4411-9878(社用携帯)
関係団体	名古屋港排出油等防除協議会	052-661-1615	同 左
関係団体	衣浦港排出油等防除協議会	0569-22-4999	同 左
関係団体	三河港排出油等防除協議会	0532-34-0118	同 左
関係団体	四日市港湾災害対策協議会	059-357-0118	同 左
関係団体	鳥羽地区排出油等防除協議会	0599-25-0118	同 左
関係団体	尾鷲湾排出油等防除協議会	0597-25-0118	同 左
関係事業者等	伊勢湾防災株式会社	059-361-1033	同左
関係事業者等	株式会社JERA	052-740-6842	080-3662-0560
関係事業者等	中部国際空港株式会社	0569-38-7155	同 左
	鳥羽地区排出油等防除協	議会	
関係行政機関	中部運輸局鳥羽海事事務所	0599-25-4790	同 左
関係行政機関	中部地方整備局四日市港湾事務所	059-357-2072	同 左
関係地方公共団体	三重県南勢志摩地域活性化局	0596-27-5115	0596-27-5101
関係地方公共団体	三重県松阪地域防災総合事務所	0598-50-0503	0598-50-0535
関係地方公共団体	伊勢警察署	0596-20-0110	同左
L	1	1	1

	tz the	電 話	番号
区分	名 称	平日昼間	平日夜間・休日
関係地方公共団体	鳥羽警察署	0599-25-0110	同 左
関係地方公共団体	松阪警察署	0598-53-0110	同 左
関係地方公共団体	伊勢市	0596-21-5541	同 左
関係地方公共団体	志摩市	0599-44-0203	同 左
関係地方公共団体	鳥羽市	0599-25-1118	同 左
関係地方公共団体	松阪市	0598-53-4034	
関係地方公共団体	南伊勢町	0599-66-1704	
関係地方公共団体	明和町	0596-52-7110	同 左
関係地方公共団体	伊勢市消防本部	0596-25-1263	同 左
関係地方公共団体	紀勢地区広域消防組合消防本部	0596-76-3614	同 左
関係地方公共団体	志摩広域消防組合	0599-43-2406	同 左
関係地方公共団体	鳥羽市消防本部	0599-25-2821	同 左
関係地方公共団体	松阪地区広域消防組合消防本部	0598-25-1413	同 左
関係団体	鳥羽商船高等専門学校	0599-25-8024	
関係団体	三重県漁業協同組合連合会指導部	059-228-1205	
関係団体	志摩度会地区海難救助連絡協議会(三重外湾漁協奈屋浦本所)	0596-72-3011	
関係団体	鳥羽伊勢地区海難救助連絡協議会(鳥羽磯部漁協)	0599-25-2328	
関係団体	三重県漁港建設協会	059-224-4116	
関係団体	三重県造船関連協議会(事務局:坂倉産業㈱)	0596-36-3158	
関係事業者等	伊勢湾防災株式会社	059-361-1033	同 左
関係事業者等	伊勢湾フェリー(株)	0599-26-7600	
関係事業者等	志摩マリンレジャー (株)	0599-25-3147	同 左
関係事業者等	(株) 志摩ヨットハーバー	0599-66-0933	同 左
関係事業者等	盛徳海運建設㈱	0599-25-3033	
関係事業者等	鳥羽ドック㈱	0599-25-4733	
関係事業者等	伊勢志摩リゾートマネージメント株式会社	0599-52-1211	
関係事業者等	宮崎建設工業㈱	0599-25-3969	
	尾鷲湾排出油等防除協議	議会	
関係行政機関	中部地方整備局四日市港湾事務所	059-357-2072	同左
関係地方公共団体	三重県尾鷲建設事務所	0597-23-3527	0597-23-3582
関係地方公共団体	三重県紀北地域活性化局	0597-23-3407	0597-23-3582
関係地方公共団体	尾鷲市	0597-23-8118	0597-23-8111
関係地方公共団体	紀北町	0597-46-3114	同 左
関係地方公共団体	三重県紀北消防組合消防本部	0597-22-8679	0597-22-2021
関係地方公共団体	尾鷲警察署	0597-25-0110	同 左
関係団体	三重外湾漁業協同組合紀州支所尾鷲事業所	0597-22-0621	090-5618-1896(仲本)
関係団体	三重外湾漁業協同組合紀州支所尾鷲事業所 行野浦	0597-22-1844	0597-22-3444(岩崎)
関係団体	三重外湾漁業協同組合紀州支所尾鷲事業所 大曽根	0597-22-0811	同 左
関係団体	三重外湾漁業協同組合紀州支所長島事業所 引本浦	0597-32-1313	0597-32-1094(浜田)
関係団体	三重外湾漁業協同組合紀州支所長島事業所 須賀 利	0597-26-2311	同 左
関係団体	三重外湾漁業協同組合紀州支所三木浦事業所 九 鬼	0597-29-2511	同 左
関係事業者等	伊藤石油株式会社	0597-22-0014	同 左
関係事業者等	正栄石油株式会社	0597-22-0026	同 左

機関名	無線局の種類	局	名	電波の型式	周波数 (KHz)	出力 (W)	設 置 場 所
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4420~4422	F3E	158.35	10	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4401	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4406	F3E	158. 35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4410	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4436	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4452	F3E	158. 35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4462	F3E	158. 35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4463	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4504	F3E	158.35	10	鳥羽海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4575	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4576	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4578	F3E	158. 35	10	鳥羽海上保安部 いすず
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4453	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いすず
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4572	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いすず
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4573	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いすず
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4580	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いすず
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4414	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 しののめ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4415	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 しののめ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4598	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 とばぎり
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4599	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 とばぎり
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4600	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 しまなみ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4601	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 しまなみ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4418	F3E	158.35	10	浜島分室
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4402	F3E	158.35	1	浜島分室
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4403	F3E	158.35	1	浜島分室
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4449	F3E	158.35	1	浜島分室 いせかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4577	F3E	158. 35	1	浜島分室 いせかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4503	F3E	158.35	10	尾鷲海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4425	F3E	158. 35	1	尾鷲海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4426	F3E	158. 35	1	尾鷲海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4434	F3E	158. 35	10	尾鷲海上保安部 すずか
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4589~4592	F3E	158. 35	1	尾鷲海上保安部 すずか
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4587	F3E	158. 35	1	尾鷲海上保安部 みえかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう	4588	F3E	158.35	1	尾鷲海上保安部 みえかぜ

機	関	名	無線局の種類	局	名	電波の型式	周波数 (KHz)	出力 (W)	設置場所
伊勢湾排出	出油等防阀	除協議会	携帯局	いせわんりゅうたいき	ょう 5	F3E	158.35	1	全国内航タンカー海運組合東海支部
伊勢湾排出	出油等防阀	除協議会	携帯局	いせわんりゅうたいき	ょう 6	F3E	158.35	1	伊勢湾・三河湾タグ協会
伊勢湾排出	出油等防阀	除協議会	携帯局	いせわんりゅうたいき	ょう 7、24~33	F3E	158.35	1	伊勢湾防災㈱
伊勢湾排出	出油等防阀	除協議会	携帯局	いせわんりゅうたいき	よう 16、21	F3E	158.35	1	(株)JERA

資料23 指定海上防災機関 海上災害防止センターの契約防災措置実施者一覧令和2年2月1日現在

地区	名 称	電 話	番 号
地区	20	平日昼間	平日夜間・休日
名古屋	三洋海事株式会社 名古屋支店	052-652-6721	
名古屋	株式会社ダイセキ 名古屋事業所	052-611-6321	
名古屋	知多港運株式会社	052-651-5446	
名古屋	深田サルベージ建設株式会社 名古屋支店	052-661-9416	
衣浦	衣浦ポートサービス株式会社	0569-21-0489	
四日市	伊勢湾防災株式会社	059-361-1020	

指定海上防災機関	海上災害防止センター	TEL 045-224-4311
拍	博工火告的エピンター	FAX 045-224-4312

資料24 排出油等の防除に関する協議会等一覧

担当部署	協議会等名称	対象地域	設立年月日	会 長	会員の概要	備考
第四管区本部	伊勢湾排出油等防除協議会	伊勢湾及び東海西部沿 岸海域	昭和48年11月15日		国の機関3 地方公共機関4 民間11 排防協6 計24	
鳥羽保安部	鳥羽地区排出油等防除協議会	鳥羽港及びその周辺	平成17年5月17日		国の機関3 地方公共機関16 民間14 計33	
尾鷲保安部	尾鷲湾排出油等防除協議会	尾鷲湾及びその周辺海 域	昭和54年1月24日		国の機関2 地方公共機関6 民間8 計16	

参考1 海上保安庁の主な排出油等防除資材保有状況

資 機 材 名	数量	単位	荷姿	個 数	総重量	保管地	備	考
堰式油回収装置 (FOiLEX TDS 200)	18	式	コンテナ	1	2.7t	稚内、紋別、網走、広尾、釜石、宮城、福島、横浜、横浜 機動防除基地、尾鷲、和歌山、高知、松山、七本部(門 司)、舞鶴、新潟、鹿児島、十一本部(沖縄)		
大型オイルフェンス (ユニブーム)	900 (300×3)	m	コンテナ	1	14.0t	函館、福岡、新潟		
大型周油装置 (ブイスイープ)	3	式	コンテナ	1	3.8t	網走、福岡、新潟		
充気式オイルフェンス (ハイスプリント)	4,500 (250 × 18)	m	コンテナ	1	5.2t	横浜(2)、四日市(4)、堺(4)、水島(4)、宇部(4)		
充気式オイルフェンス (ローブーム1500)	250 (250×1)	100	コンテナ	1	6.0t	横浜		
充気式オイルフェンス (AF-1500)	750 (250 × 3)	m	コンテナ	1	6.0t	横浜(3)		
油処理剤空中散布装置 (TC-3)	6	式	コンテナ	1	1.0t	稚内、函館、横浜、福岡、舞鶴、那覇		

	5災機関 海上災害防止センタ	の主な排出油等防除資材1 回収船等	未有状况		FX 11.7±1/7		√D III5 48	FAT (km)			- CONTINUE SILI	TT .	和2年2月	71日現在 化剤(L)
名称	名称(委託先)	名称	回収量(kl/h)	型式 ′	イルノエンス 長さ(m)	マット		万国旗	その他 OSN	通常	高粘度	自己攪拌	粉末	液体
稚内	稚内港運(株)	FOILEX TDS250	140	В	20	2004	85		100m OSN	4050		700		<u> </u>
苫小牧	北洋海運(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	В	820	2694	85		220m	4950		720	300	-
室蘭	北洋海運(株)室蘭支店			В	520	940				0500		540		-
を	(株)富士サルベージ			В	460	1000				2502		100		
むつ小川原 八戸	八戸港湾運送(株) 東日本タグボート(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	700 40	5161 85	85		OSN	1854		162		
久慈	八戸港湾運送(株)	FOILEX MINI SKIMMERSU	30	В	600	1010	60		100m			1998		-
X AE3	八戶尼局建込(休)	バイコマ社 KOMARA 12K	12	В	20	1010	85		OSN			1990	300	
秋田船川	(株)男鹿テクノ	FOILEX MINI SKIMMER30	30		20		- 00		100m				500	
秋田	(株)男鹿テクノ	T OILEST MAIN GRAMMETOO		В	700	2851								
仙台	宮城マリンサービス(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	В	720	2480	714			8010			300	
小名浜	三洋海運(株)			В	620	1610	680			900		900		
鹿島	鹿島埠頭(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	В	20	831	85		OSN				300	
鹿島	山九(株)鹿島支店			В	720	2149			200m			2970		
千葉南	(株)ダイトーコーポレーション	FOILEX MINI SKIMMER30	30	В	20		85		OSN				300	
千葉北	(株)ダイトーコーポレーション	FOILEX TDS250	140	充気式	200		85		OSN 200m					
千葉	(株)ダイトーコーポレーション			В	2000	3230			200m	5004		180		
横浜	海上災害防止センター						34		OSN 200m					
		バイコマ社製 コマラスター	22	充気式	900		170		200m OSN 200m	486			300	
		ワールドケミカル社製 スキムボーイ	9	В	360				オイルスネア 1771					
		スキムボーイ エラステック社製 TDS118	20											
川崎	災害対応拠点 海上災害防止センター	GT-185 2台	65											
	海工交合初立センク	デスミ・ロークリーン社製 デスミ250	70											
		エラステック社製 Magnum200	90											
<u></u>	<u> </u>	ビーチクリーナー 3台												L
		FOILEX MINI SKIMMER30	30	В	2400	425	238		OSN 190m	8190				
4** × ***	ale L≪alanaL.i · · ·	GT-185	65											
横須賀	海上災害防止センター	TDS-200 2台	70											
		ビーチクリーナー												
横須賀	東京汽船(株)			В	920	2683								
		FOILEX TDS200	70	充気式	400	Ì	85		OSN 120m	Ì			300	İ
横須賀(きよたき)	防災特殊曳船(株)			В	20				.2018					
+並く高力(シーム・レーン・	D4-000 64: E6 -th All / L6 \	FOILEX TDS200	70	充気式	400	i -	85		OSN 40m					†
横須賀(あおたき)	防災特殊曳船(株)			В	40									
清水	清水埠頭(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	В	120		85		OSN 100m				300	
名古屋	伊勢湾防災(株)						51		100m OSN 100m					
		TDS-200 2台	70	В	2080	2768	119		100m OSN 500m			1800	600	
四日市	伊勢湾防災(株)	FOILEX MINI SKIMMER30 2台	30	充気式	400				000111					
		ビーチクリーナー												
伊良湖	伊勢湾防災(株)			В	3680	3960	1391			2016	1980			
e		FOILEX MINI SKIMMER30	30	В	880		85		OSN 200m				300	
和歌山	田中海運(株)	TDS-200	70	充気式	200				Loom					
和歌山	紀伊水道防災設備(株)	TDS-200	70		3120	2637	17					1908		_
		バイコマ社製 コマラスター 2台	22	В	4890	2654	476		OSN 180m				300	
		FOILEX MINI SKIMMER30 2台	30	充気式	2900				オイルスネア 1571					
	災害対応拠点	GT-185 2台	65						13/1					
堺泉北	海上災害防止センター	FOILEX TDS200	70											
		エラステック社製 Magnum200	90											
		ビーチクリーナー 3台												
大阪	関西港湾サービス(株)	TDS-200	70											
神戸	ソーワエンジニアリング(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	В	20									
I WORK		FOILEX MINI SKIMMER30	30	В	3020	3076	102		OSN 200m	4014		756	300	
姫路	早駒運輸(株)	TDS-200 2台	70						Loom					
ada atta		FOILEX MINI SKIMMER30	30	В	120		85		OSN 200m				300	
水島	内海曳船(株)水島事業所	ビーチクリーナー		充気式	200									
水島	山九(株)岡山支店	TDS-200 2台	70	В	3000	2740	680							
	.1.4 (44) # 22 + 4	FOILEX MINI SKIMMER30	30	В	1520	1417	85		OSN 200m	2160		1512	300	
岩国	山九(株)岩国支店	ビーチクリーナー												
e+.1.	(44) 2 42 1 - 40 2 - 2	FOILEX MINI SKIMMER30	30	В	80		85		OSN 400m				300	
徳山	(株)シーゲートコーポレーション	TDS-200 2台	70	充気式	300									
徳山	山九(株)周南支店			В	3020	1773	1360		_	7488				
40.1.	由海由釟/サトトハ・エ・幸幸で	FOILEX MINI SKIMMER30	30	В	20		85		OSN 200m				300	
松山	内海曳船(株)松山事業所			充気式	200				_0018					
松山	伊予商運(株)	TDS-200 2台	70	В	3040	1140	1921			3060		936		
今治	内海曳船(株)松山事業所	FOILEX MINI SKIMMER30	30	В	1580		85		OSN 200m					
		FOILEX MINI SKIMMER30	30	В	2040	1100	1785		OSN 200m	7866			300	
宇部	西部マリンサービス(株)	TDS-200	70	充気式	200					Ĺ				
		ビーチクリーナー												
北九州	西日本海運(株)	TDS-200	70	充気式	100									
		FOILEX MINI SKIMMER30 4台	30	充気式	1650	3543	85		OSN 200m	5886		918		
	600 mm = 1 1	LAMOR社製 LWS50	60	В	3020				オイルスネア 1771					
北九州	災害対応拠点 海上災害防止センター	TDS-200	70											
		エラステック社製 Magnum200	90											
		ピーチクリーナー 2台												
博多	博多港管理(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	В	40									
		FOILEX MINI SKIMMER30	30	В	20		85		OSN 200m				300	
大分	大分臨海興行(株)	ビーチクリーナー		充気式	400									
		TDS-200 2台	70											
大分	鶴崎海陸運輸(株)			В	3000	1752	1054		,	2610		1080		
佐世保	佐世保マリンアンドボート サービス(株)			充気式	250		85		0SN 100m				300	
長崎	長崎倉庫(株)			В	460	1020				2556				
上五島	西海エンジニアリング(株)			В	700	5080				18		720		
福井	福井埠頭(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	В	1120	2671	85		OSN 100m OSN				300	
		バイコマ社製 KOMARA 12K 3台	12	В	600	2470	85		OSN 100m	5400				
		FOILEX MINI SKIMMER30	30					\Box		L	L	L		L
新潟	(株)リンコーコーポレーション		1				L			L	L	L		L
新潟	(株)リンコーコーポレーション	ビーチクリーナー	<u> </u>					1	OSN		ı — —			-
新潟 伏木富山	(株)リンコーコーポレーション 伏木海陸運送(株)	ビーチクリーナー		В	560	974	357		100m	828	<u>L</u>	270	300	
				B	560 600	974 1600	357		100m	828 1854		270 1080	300	
伏木富山	伏木海陸運送(株)						357 85						300	
伏木富山 串木野	伏木海陸運送(株) 仁徳海運(株)串木野事業所			В	600				100m OSN					
伏木富山 串木野 鹿児島 喜入	伏木海陸運送(株) 仁徳海運(株) 串木野事業所 (株) 共進組 JXマリンサービス(株)		30	B B	600 20	1600			OSN 100m			1080		
伏木富山 串木野 鹿児島	伏木海陸運送(株) 仁徳海運(株) 串木野事業所 (株) 共進組	ビーチクリーナー	30	B B B	600 20 3180	1600			100m OSN			1080	300	
伏木富山 串木野 鹿児島 喜入	伏木海陸運送(株) 仁徳海運(株) 串木野事業所 (株) 共進組 JXマリンサービス(株)	ビーチクリーナー	30	B B B	600 20 3180 380	1600			OSN 100m			1080	300	

令和2年3月1日現在

1	7						,L1,	<u> 和 2 年 3 .</u>	月1日現在
		収納・運搬						コンテ	1コンテ
保管施設所在地	保管資機材	(数量/1コンテナ)	高	×	幅	×	長(m)	ナ数量	ナ重量
		(数単/ 1 ロン / / /						/	(t)
石油連盟	大型オイルフェンス								
第1号東京湾基地	ローブーム1800	専用コンテナ(250m/1)	2.5	\times	2.4	\times	3.7	1	5.70
	Hiスプ゜リントフ゛ーム	専用コンテナ(250m/1)	2.6	×	2.4	\times	3.1	1	4.60
JXTGエネルギー㈱	Hdスプリントブーム	専用コンテナ(250m/1)	2.8	×	2.4	\times	4.3	1	7.00
千葉製油所内	ユニブームZ1500	専用コンテナ(250m/1)	2.6	\times	2.4	\times	4.0	1	6.00
	ユニブームX1800	専用コンテナ(250m/1)	3.7	\times	2.8	\times	7.4	1	15.00
市原市千種海岸1	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3	×	2.3	X	9.5	44	3.50
	砂浜用オイルフェンス								
	ビーチブーム	専用コンテナ(320m/1)	2.6	X	2.4	X	3. 1	1	3. 25
	集油型オイルフェンス								
	カレントバスター	専用コンテナ(72m/1)	2.6	×	2.4	\times	3.0	1	3.80
	カレントバスター4	専用コンテナ(74m/1)	2.6	X	2.4	×	3.0	1	3. 80
	油回収装置								
	トランスレック125	専用コンテナ(1式/2)	3. 7	×	2.5	×	6. 1	1	13.30
			2.6	×	2.4	×	6. 1	1	5. 60
	シースケーター	専用コンテナ(1式/1)	2.4	×	2.4	×	3.6	5	2. 50
	LAMOR LWS50	専用コンテナ(1式/1)	2.6	×	2.4	×	3.0	1	3. 10
	RBS TRITON 60	専用コンテナ(1式/1)	2.6	×	2.4	×	3. 7	1	2.50
	TDS 118	専用コンテナ(2式/1)	2.6	×	2.4	X	3.0	1	2.00
	移送ポンプシステム	専用コンテナ(1式/1)	2.5	×	2.5	×	3.0	1	3. 50
	クレーン・スキマーポンプシス	専用コンテナ(1式/1)	2.6	×	2. 4	×	3. 7	1	2. 66
	海岸清掃用油回収機	東田-)によ(o+) (1)	0.0		0.4		0.0		0.00
1	ミニバックシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.6	×	2. 4	×	3.0	1	3.00
1	ポータブルスキマーシステム		2.3	×	2. 2	×	2.4	2	1.30
1	ミニバック Ⅱ 回収油バージ	専用コンテナ(2式/1)	2.6	×	2.4	X	3. 7	1	2. 24
1		専用コンテナ(1式/1)	1. 3	×	1.2	×	1. 2	1	0.47
1	ランサーバージ25t	専用コンテナ(1八/1)	2.0	×	1. 2 4. 6	×	1. 2 11. 0	1	
I	LSB 50	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *						2	0.60
I	ランサーバージ100t 回収油貯蔵タンク・バッグ	専用コンテナ(1式/1)	2. 1	×	5. 5	X	15. 0	4	1. 03
	回収価灯廠タンク・ハック ロータンク25 t	東田かたナ/1ポ/1)	1.0	~	1 0	~	9 4	1	0.50
石油連盟	大型オイルフェンス	専用コンテナ(1式/1)	1. 2	×	1.2	×	2. 4	1	0.50
第2号瀬戸内基地	人型オイルノエンへ ローブーム1800	専用コンテナ(250m/1)	2. 5	×	2.4	×	3. 7	3	5. 70
第 2 与限厂的基地	Hiスプ リントフ ーム	専用コンテナ(250m/1)	2. 6	×	2.4	×	3. 1	1	4. 60
JXTGエネルギー㈱	Hdスプ リントフ ーム	専用コンテナ(250m/1)	2. 8	×	2.4	×	4.3	1	7.00
水島製油所B工場第2原油基地内		専用コンテナ(160m/1)	2. 3	×	2. 4	×	4. 5 9. 5	25	3. 50
小局表面/JD工物第 2 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	砂浜用オイルフェンス	号用コ//)(100回/1)	2.3	^	4.3	^	9. 0	20	3. 30
倉敷市児島宇野津字長島新田	ローブームビーチ	専用コンテナ(320m/1)	2.6	×	2.5	×	3.0	1	4. 03
2310-2	集油型オイルフェンス	寸 /川コン/) (320m/ 1)	2.0		2.0		3.0	1	4.05
2 3 1 0 2	カレントバスター4	専用コンテナ(74m/1)	2.6	×	2.4	×	3.0	1	3. 80
	油回収装置	-3-/11-2-/ / (1-4m/ 1)	2.0		2. 1		5.0	1	5.00
			3. 1	×	2.4	×	6. 1	1	12.80
	LAMOR LFF 350/140	専用コンテナ(1式/2)	2.6	×	2. 4	×	3. 0	1	4. 42
	3. 1-1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	± m → = 1 (4 → (0)	2. 4	×	2. 4	×	5. 9	1	9. 50
	ジャイアント・オクトパス	専用コンテナ(1式/2)	2. 3	×	2. 2	×	2. 4	1	2. 50
	シースケーター	専用コンテナ(1式/1)	2. 4	×	2. 4	×	3. 6	1	2.50
	LAMOR LWS50	専用コンテナ(1式/1)	2.6	×	2. 4	×	3. 0	1	3. 10
	TDS 200	専用コンテナ(1式/1)	2.6	×	2. 3	×	3. 0	1	3.00
	コマラ15Duplex	専用コンテナ(4式/1)	2.6	×	2. 4	×	3. 1	1	3. 30
	TDS 118	専用コンテナ(2式/1)	2.6	×	2. 4	×	3. 0	1	2.00
	移送ポンプシステム	専用コンテナ(1式/1)	2. 5	×	2.5	×	3.0	1	3. 50
	クレーン・スキマーポンプシス	専用コンテナ(1式/1)	2.6	×	2.4	\times	3.7	1	2.66
	海岸清掃用油回収機								
	ミニバックシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.6	×	2.4	×	3.0	2	3.00
1	ポータブルスキマーシステム		2.3	×	2.2	\times	2.4	2	1.30
1	回収油バージ								
1	ランサーバージ25t	専用コンテナ(1式/1)	1.3	\times	1.2	\times	1.2	1	0.47
1	LSB 50	専用コンテナ(1式/1)	2.0	×	4.6	\times	11.0	1	0.60
	NOFIオイルバージ75t	専用コンテナ(1式/1)	1.7	\times	1.7	\times	2.3	2	1.21
	ランサーバージ100t	専用コンテナ(1式/1)	2.1	X	5.5	×	15.0	1	1.03
1	回収油貯蔵タンク・バッグ	l							
	ロータンク25 t	専用コンテナ(1式/1)	1.2	×	1.2	×	2.4	1	0.50
石油連盟	大型オイルフェンス							1	
第3号伊勢湾基地	ローブーム1800	専用コンテナ(250m/1)	2.5	×	2.4	\times	3.7	2	5.70
	Hiスプ リントフ゛ーム	専用コンテナ(250m/1)	2.6	×	2.4	×	3. 1	1	4. 60
コスモ石油㈱	Hdスプ リントフ ーム	専用コンテナ(250m/1)	2.8	×	2.4	×	4. 3	1	7.00
霞地区管理地内	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3	×	2.3	×	9.5	13	3. 50
	砂浜用オイルフェンス	表用 \ z 1 (c / 1)							
四日市市霞1-22-1	ビーチブーム	専用コンテナ(320m/1)	2.6	×	2.4	×	3. 1	1	3. 25
	集油型オイルフェンス	東田-)に1/60 (1)					0.5		0.00
	ラハ・ーマックス・フ・イスイーフ。	専用コンテナ(72m/1)	2. 4	×	2. 4	×	3. 7	1	2. 80
1	油回収装置 シースケーター	専用コンテナ(1式/1)	2. 4	×	2.4	×	3.6	3	2. 50
1	LAMOR LWS50	専用コンテナ(1式/1)	2. 4	×	2.4	×	3. b 3. 0	3 1	2. 50
	コマラ15Duplex	専用コンテナ(4式/1)	2.6	×	2.4	×	3. 1	1	3. 30
	移送ポンプシステム	専用コンテナ(1式/1)	2. 5	×	2. 4	×	3. 0	1	3. 50
1	海岸清掃用油回収機	¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬	۵. ن	^	۵. ن	^	J. U	1	5.50
1	毎年何毎円但凹収機 ミニバックシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.6	×	2. 4	×	3.0	2	3.00
1	ポータブルスキマーシステム		2. 0	×	2. 4	×	2. 4	2	1. 30
1	回収油バージ	11/11-4//(GAN/I)	2.0	^	۵. ۵		4.4	-	1.00
1	ランサーバージ25t	専用コンテナ(1式/1)	1.3	×	1.2	×	1.2	1	0.47
1	LSB 50	専用コンテナ(1式/1)	2. 0	×	4.6	×	11.0	1	0. 47
	回収油貯蔵タンク・バッグ	4 / H - 4 / / (T \$ 4/ T)	2.0	- ` `	1. 0		11.0	1	0.00
1	回収価別 臓グング・バック ロータンク25 t	専用コンテナ(1式/1)	1 9	×	1.2	×	2.4	1	0.50
-	, , , 20 0							• •	

		収納・運搬						コンテ	1コンテ
保管施設所在地	保管資機材	(数量/1コンテナ)	高	×	幅	×	長(m)	ナ数量	ナ重量 (t)
石油連盟	大型オイルフェンス								
第4号日本海基地	ローブーム1800 Hi スプリントプーム	専用コンテナ(250m/1) 専用コンテナ(250m/1)	2. 5 2. 6	×	2.4	×	3.7	2	5. 70
出光興産㈱	11 メノ リントノーム ユニブーム X1800	専用コンテナ(250m/1) 専用コンテナ(250m/1)	3.7	×	2.4	×	3. 1 7. 4	1 1	4.60 15.00
新潟石油製品輸入基地内	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3	×	2. 3	×	9.5	12	3. 50
10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	砂浜用オイルフェンス	4,14 . , , (====, =,							
新潟市東区平和町3-5	ローブームビーチ	専用コンテナ(320m/1)	2.6	×	2.5	\times	3.0	1	4.03
	集油型オイルフェンス		l						
	ラハ゛ーマックス・フ゛イスイーフ゜	専用コンテナ(40m/1)	2. 4	×	2.4	×	3. 7	1	2.80
	油回収装置		3. 4	×	2.4	×	6.0	1	12.80
	トランズレック100	専用コンテナ(1式/2)	2.6	×	2. 4	×	6.0	1	6. 70
	UR0300	専用コンテナ(1式/1)	3.8	\times	2.4	\times	6.1	1	20.80
	シースケーター	専用コンテナ(1式/1)	2.4	×	2.4	\times	3.6	1	2.50
	コマラスター	専用コンテナ(2式/1)	2.6	×	2.4	×	3.0	1	3. 20
	RBS TRITON 60 ターミネータースキマー	専用コンテナ(1式/1) 専用コンテナ(1式/1)	2. 6 2. 6	×	2.4	×	3. 7 3. 6	1 1	2. 50 3. 20
	ミニマックス25システム	専用コンテナ(2式/1)	2.6	×	2. 4	×	3. 0	1	2. 50
	TDS 118	専用コンテナ(2式/1)	2.6	×	2. 4	×	3.0	1	2.00
	移送ポンプシステム	専用コンテナ(1式/1)	2.5	×	2.5	X	3.0	1	3.50
	海岸清掃用油回収機								
	ミニバックシステム	専用コンテナ(1式/1)	1.4	×	1.4	×	2. 1	2	3.00
	ポータブルスキマーシステム回収油バージ	専用コンテナ(2式/1)	2. 3	×	2. 2	×	2.4	2	1.30
	LSB 25	専用コンテナ(1式/1)	1.0	×	1.0	×	1.6	1	0, 50
	LSB 50	専用コンテナ(1式/1)	2. 0	×	4.6	×	11.0	1	0.60
	ランサーバージ100t	専用コンテナ(1式/1)	2. 1	×	5. 5	×	15.0	2	1.03
	回収油貯蔵タンク・バッグ							1	l . —
了'孙'末眼	ロータンク25 t	専用コンテナ(1式/1)	1.2	×	1.2	×	2.4	1	0.50
石油連盟 第5号北海道基地	大型オイルフェンス ローブーム1800	専用コンテナ(250m/1)	2. 5	×	2. 4	×	3. 7	2	5. 70
第 5 7 化再旦基地	Hdx7° JV \7° -4	専用コンテナ(250m/1)	2. 8	×	2. 4	×	4. 3	2	7. 00
JXTGエネルギー㈱	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2. 3	×	2. 3	X	9.5	12	3. 50
室蘭事業所內	砂浜用オイルフェンス								
	ビーチブーム	専用コンテナ(320m/1)	2.6	×	2.4	×	3. 1	1	3. 25
室蘭市陣屋町1-172	集油型オイルフェンス	東田-)によ(40 (1)	0.4		0.4		0.7	,	0.00
	ラハ゛ーマックス・フ゛イスイーフ゜ 油回収装置	専用コンテナ(40m/1)	2. 4	×	2. 4	×	3. 7	1	2. 80
		東田->によ(1十(0)	3. 4	×	2.4	×	6.0	1	12.80
	トランズレック100	専用コンテナ(1式/2)	2.6	×	2. 4	×	6.0	1	6.70
	ターミネータースキマー	専用コンテナ(1式/1)	2.6	\times	2.4	\times	3.6	4	3.20
	コマラ15Duplex	専用コンテナ(4式/1)	2.6	×	2.4	×	3. 1	1	3. 30
	移送ポンプシステム 海岸清掃用油回収機	専用コンテナ(1式/1)	2.5	×	2. 5	×	3.0	1	3. 50
	毎月1777日回収機 ミニバックシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.6	×	2.4	×	3.0	2	3, 00
	ポータブルスキマーシステム		2.3	×	2. 2	×	2. 4	2	1. 30
	回収油バージ								
	LSB 25	専用コンテナ(1式/1)	1.0	×	1.0	\times	1.6	1	0.50
	LSB 50	専用コンテナ(1式/1)	2.0	×	4.6	×	11.0	1	0.60
	LSB 100 回収油貯蔵タンク・バッグ	専用コンテナ(1式/1)	2.8	×	5. 4	×	15. 2	4	0.80
	ロータンク25 t	専用コンテナ(1式/1)	1.2	×	1.2	×	2.4	1	0.50
石油連盟	大型オイルフェンス	g/10 1// (1PQ/ 1/	11.5		11.5		5. 1	-	0.00
第5号北海道基地(稚内分所)	ローブーム1800SPI	専用コンテナ(250m/1)	2.3	\times	2.2	\times	2.8	1	6.50
		専用コンテナ(パワーパック/1)		×	2.2	\times	2.4	1	2.50
稚内市役所所有末広埠頭	Hiスプ リントフ ーム	専用コンテナ(250m/1)	2.6					1	4.60
上屋2号内	固形式 Solid1150集油型オイルフェンス	専用コンテナ(160m/1)	2. 3	×	2.3	×	9.5	6	3. 50
北海道稚内市新末広町2	カレントバスター	専用コンテナ(72m/1)	2.6	×	2.4	×	3.0	1	3.80
	集油装置舷	専用コンテナ(1式/1)	2.6	×	2. 5	×	3. 7	1	0.80
	油回収装置								
	DESMIコンヒ゛ネーション・スキマー	専用コンテナ(1式/1)	2.5	×	2.4	\times	3. 1	1	3. 20
	LAMOR LWS50	専用コンテナ(1式/1)	2.6	×	2.4	×	3.0	1	3. 10
	コマラスター 海岸清掃用油回収機	専用コンテナ(2式/1)	2.6	X	2. 4	X	3.0	1	3. 20
	# F I I I I I I I I I I I I I I I I I I	専用コンテナ(2式/1)	2. 6	×	2. 4	×	3.0	2	3.00
	回収油バージ			-		•		T -	
	ランサーバージ25t	専用コンテナ(1式/1)	1.3	×	1.2	X	1.2	1	0.47
石油連盟	大型オイルフェンス			_	_				
第6号沖縄基地	ローブーム1800	専用コンテナ(250m/1) 専用コンテナ(250m/1)	2.5	×	2.4	×	3.7	1	5. 70
沖縄出光㈱	Hiスプ゜リントフ゛ーム Hdスプ゜リントフ゛ーム	専用コンテナ(250m/1) 専用コンテナ(250m/1)	2. 6 2. 8	×	2.4	×	3. 1 4. 3	2	4. 60 7. 00
沖縄油槽所内	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2. 3	×	2. 4	×	9.5	13	3. 50
	砂浜用オイルフェンス			-		•			
	10 10 1	専用コンテナ(320m/1)	2.6	×	2.4	×	3. 1	1	3. 25
うるま市与那城平安座6559	ビーチブーム	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *						ĺ	6.0-
うるま市与那城平安座 6 5 5 9	集油型オイルフェンス					4 1			
うるま市与那城平安座 6 5 5 9	集油型オイルフェンス ラバーマックス・ブイスイープ	専用コンテナ(40m/1)	2.4	×	2.4	×	3.7	1	2.80
うるま市与那城平安座6559	集油型オイルフェンス ラバーマックス・プイスイープ ハーバーバスター		2. 4 2. 6	×	2. 4 2. 4	×	3. 7 3. 0	1	2. 80 3. 20
うるま市与那城平安座6559	集油型オイルフェンス ラバーマックス・ブイスイープ	専用コンテナ(40m/1)							
うるま市与那城平安座6559	集油型オイルフェンス ラバーマックス・ブイスイープ ハーバーバスター 油回収装置	専用コンテナ(40m/1) 専用コンテナ(60m/1)	2.6	×	2. 4	×	3.0	1	3. 20
うるま市与那城平安座6559	集油型オイルフェンス ラパーマックス・プイスイープ ハーバーバスター 油回収装置 シースケーター コマラスター ミニマックス25システム	専用コンテナ(40m/1) 専用コンテナ(60m/1) 専用コンテナ(1式/1) 専用コンテナ(2式/1) 専用コンテナ(4式/1)	2. 6 2. 4 2. 6 2. 6	× × × ×	2. 4 2. 4 2. 4 2. 4	×	3. 0 3. 6 3. 0 3. 0	1 2 1 1	3. 20 2. 50 3. 20 2. 50
うるま市与那城平安座6559	集油型オイルフェンス ラパーマックス・プイスイープ ハーバーバスター 油回収装置 シースケーター コマラスター ミュックス25システム 移送ポンプシステム	専用コンデナ(40m/1) 専用コンデナ(60m/1) 専用コンデナ(1式/1) 専用コンデナ(2式/1)	2. 6 2. 4 2. 6	×	2. 4 2. 4 2. 4	×	3. 0 3. 6 3. 0	1 2 1	3. 20 2. 50 3. 20
うるま市与那城平安座6559	集油型オイルフェンス ラパーマックス・ワ゚ィスイープ ハーバーバスター 油回収装置 シースケーター コマラスター ミニマックス25ンステム 移送ポンプシステム 海岸清掃用油回収機	専用コンテナ(40m/1) 専用コンテナ(60m/1) 専用コンテナ(1式/1) 専用コンテナ(2式/1) 専用コンテナ(4式/1) 専用コンテナ(1式/1)	2. 6 2. 4 2. 6 2. 6 2. 5	× × × ×	2. 4 2. 4 2. 4 2. 4 2. 5	× × × ×	3. 0 3. 6 3. 0 3. 0 3. 0	1 2 1 1	3. 20 2. 50 3. 20 2. 50 3. 50
うるま市与那城平安座6559	集油型オイルフェンス ラパーマックス・プイスイープ ハーバーバスター 油回収装置 シースケーター コマラスター ミマックス25システム 移送ポンプシステム 海岸清掃用油回収機 ミニバックシステム	専用コンテナ(40m/1) 専用コンテナ(60m/1) 専用コンテナ(1式/1) 専用コンテナ(2式/1) 専用コンテナ(4式/1) 専用コンテナ(1式/1) 専用コンテナ(2式/1)	2. 6 2. 4 2. 6 2. 6 2. 5	× × × ×	2. 4 2. 4 2. 4 2. 4 2. 5	× × × × × ×	3. 0 3. 6 3. 0 3. 0 3. 0	1 2 1 1 1 2	3. 20 2. 50 3. 20 2. 50 3. 50 3. 00
うるま市与那城平安座 6 5 5 9	集油型オイルフェンス ラパーマックス・ワ゚ィスイープ ハーバーバスター 油回収装置 シースケーター コマラスター ミニマックス25ンステム 移送ポンプシステム 海岸清掃用油回収機	専用コンテナ(40m/1) 専用コンテナ(60m/1) 専用コンテナ(1式/1) 専用コンテナ(2式/1) 専用コンテナ(4式/1) 専用コンテナ(1式/1)	2. 6 2. 4 2. 6 2. 6 2. 5	× × × ×	2. 4 2. 4 2. 4 2. 4 2. 5	× × × ×	3. 0 3. 6 3. 0 3. 0 3. 0	1 2 1 1	3. 20 2. 50 3. 20 2. 50 3. 50
うるま市与那城平安座 6 5 5 9	集油型オイルフェンス ラパーマックス・プイスイープ ハーバスター 油回収装置 シースケーター コマラスター シマッカス5システム 移送ポンプシステム 海岸清掃用油回収機 ミェバックシステム ポータブルスキマーシステム	専用コンテナ(40m/1) 専用コンテナ(60m/1) 専用コンテナ(1式/1) 専用コンテナ(2式/1) 専用コンテナ(4式/1) 専用コンテナ(1式/1) 専用コンテナ(2式/1)	2. 6 2. 4 2. 6 2. 6 2. 5	× × × ×	2. 4 2. 4 2. 4 2. 4 2. 5	× × × × × ×	3. 0 3. 6 3. 0 3. 0 3. 0	1 2 1 1 1 2	3. 20 2. 50 3. 20 2. 50 3. 50 3. 00
うるま市与那城平安座 6 5 5 9	集油型オイルフェンス ラパーマックス・プィスイープ ハーバーバスター 油回収装置 シースケーター コマラスター ミマックス25ッステム 移送ポンデシステム 海岸清掃用油回収機 ミニバックシステム ボータブルスキマーシステム 回収油バージ LSB 25 LSB 50	専用コンテナ(40m/1) 専用コンテナ(60m/1) 専用コンテナ(1式/1) 専用コンテナ(2式/1) 専用コンテナ(4式/1) 専用コンテナ(1式/1) 専用コンテナ(2式/1) 専用コンテナ(2式/1)	2. 6 2. 4 2. 6 2. 6 2. 5 2. 6 2. 3	× × × ×	2. 4 2. 4 2. 4 2. 5 2. 4 2. 5	× × × × × × ×	3. 0 3. 6 3. 0 3. 0 3. 0 3. 0 2. 4	1 2 1 1 1 2 2	3. 20 2. 50 3. 20 2. 50 3. 50 3. 00 1. 30
うるま市与那城平安座 6 5 5 9	集油型オイルフェンス 方がマックス・ヴィスイーで ハーバーバスター 油回収装置 シースケーター コマラスター ミマックス25システム 移送ポンプシステム 海岸清掃用油回収機 ミニバックシステム ポータブルスキマーシステム 回収油バージ LSB 25	専用コンテナ(40m/1) 専用コンテナ(60m/1) 専用コンテナ(1式/1) 専用コンテナ(2式/1) 専用コンテナ(4式/1) 専用コンテナ(1式/1) 専用コンテナ(2式/1) 専用コンテナ(2式/1) 専用コンテナ(2式/1)	2. 6 2. 4 2. 6 2. 6 2. 5 2. 6 2. 3	× × × × × × × ×	2. 4 2. 4 2. 4 2. 4 2. 5 2. 4 2. 2	× × × × × × × ×	3. 0 3. 6 3. 0 3. 0 3. 0 3. 0 2. 4 1. 6 11. 0	1 2 1 1 1 2 2	3. 20 2. 50 3. 20 2. 50 3. 50 3. 00 1. 30 0. 50

参考 4 大型油回収船一覧

船名	配備港	総トン数	速力(ノット)	能力(kl/h)
清龍丸	名古屋港	4,792	13.5	1,000 (渦流式+スキッパー 式)
海翔丸	北九州港	4,651	13.3	1,000(渦流式)
				400(投込み式)
白山	新潟港	4,184	13.1	1,000(渦流式)
				250(投込み式)